

A study on the effects of a famine in 1921 on NEP system in Soviet=Russia

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-12-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kajikawa, Shinichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00049290

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ソヴェト=ロシアにおいてネップ体制に及ぼした
1921年飢饉に関する研究

16520437

平成16年度～平成18年度

科学研究費補助金
〔基盤研究(C)〕 研究成果報告書

平成19年4月

— 研究代表者 —

金沢大学 文学部教授 梶川 伸一

金沢大学附属図書館



0800-04466-5

研究組織

研究代表者 梶川伸一 (金沢大学 文学部教授)

交付決定額	直接経費	間接経費
平成16年度	110万円	0円
平成17年度	90万円	0円
平成18年度	90万円	0円
総計	290万円	0円

研究発表

(1) 学会誌

Кадзикава синъити. Что значит переход к нэпу в 1921 г. //Известия высших учебных заведений поволжский регион.№1,2005. (2005年4月)

(2) 出版物

梶川伸一「レーニンの農業・農民理論をいかに評価するか」、上島武、村岡到編『レーニン：革命ロシアの光と影』、社会思想社、2005年6月

梶川伸一「共産主義「幻想」と1921年危機」、奥田央編『20世紀ロシア農民史』、社会評論社、2006年11月

第1章 現物税の理念的基盤

問題の所在

ネップ（НЭП、Новая Экономическая Политика、新経済政策）とは、一般には1921年3月に開かれた第10回ロシア共産党大会〔以下断りがなければ、党とはロシア共産党を指す〕において採択された決議『割当徴発から現物税への交替』によって、従来の戦時共産主義政策から切断されて導入された新路線を指し、これまでに損なわれた労農同盟を回復し、一定の自由市場を容認し、緩やかに社会主義体制を構築することを目指した政策であると、解釈されている。当時の食糧人民委員部参与ア・スヴィヂェールスキが小冊子『なぜ食糧税が導入されるのか』で、食糧税導入の原因を列挙して、「ソヴェト権力は共和国の状況の変化に関連して農民との関係を再検討しなければならない」と指摘するように¹、その本質を「労農同盟」の再編であると見なすのが通常の説明である。この終期はスターリン体制の成立に深く関わることから、比較的多くの研究蓄積がある。²しかし、ネップの開始に関して、すなわち、現物税の導入と自由市場の成立に関する研究は、60年代半ばにソ連史学雑誌を賑わせた一連のネップ論争以後、欧米の研究を視野に入れたとしてもほとんど深められていない。³ソ連崩壊から十月革命やレーニンの評価などに様々な再検討が加えられ新たなロシア革命像が構築されている現在でも、この解釈は基本的な点で連綿と踏襲されている。⁴

1960年代に出版されたこのテーマに関する基本文献の一つでアカデミー会員ポリャコフは、「1921年に共産党によって実現された偉大なる転換、戦時共産主義から新経済政策への転換は常に歴史家の関心を引きつけている」と指摘したものの、ネップまたは現物税導入の問題はすでに終止符が打たれたかのように思える。⁵この理由をいくつか挙げる事ができる。まず、溪内謙がその遺作の中で、「革命直後の内戦体制は、既成事実化した内乱と外国の反革命への支援とにより崩壊の危機に瀕した革命権力が自己防衛のためにとった窮余の策であった」⁶と述べているような戦時共産主義政策とは異なり、ネップはソ連型社会主義の本来的政策であるとの暗黙の了解がある。したがって、7年に及ぶ帝国主義戦争から内戦という余儀なくされた外因が除去された結果、ネップへの移行は必然的結果であるとの通説的解釈が容易に受け入れられている。ソ連晩年のペレストロイカ期に社会主義のオルタナティブを模索する際に、ソ連型社会主義の理念型としてネップが再評価されたのは自然な流れであった。また、「労農同盟」にネップが基づく限り、レーニンが当時評価したように、その実施は適正と見なすべきとの判断がある。要するに、レーニンが構想する「労農同盟」論に基づき、ネップが導入されるのは必然であり適正であるとの解釈である。⁷「ネップ神話」はこのような背景で生み出された。

しかしながら、このような解釈はいくつかの問題性を孕んでいる。第一に、上記のネップ評価は戦時共産主義政策と裏表の関係にあり、レーニンが現物税を提唱した第10回党大会で初めて公式に戦時共産主義政策の誤りを認めたのは偶然ではない。しかしながら、溪内の指摘にもかかわらず、戦時共産主義政策の根幹をなす食糧独裁による強制的食糧徴発が制度化されたのは内戦の開始、すなわち、西シベリアにおけるチェコ軍団の反乱以前であり、戦時共産主義政策とはレーニンの階級理論と共産主義「幻想」というポリシェヴィキ体制の内在的論理から導かれたものであり、決して「窮余の策」ではなかった。⁸そうであるなら、ネップの導入こそがポリシェヴィキ本来の政策方針からの逸脱と考えられ、

これを「余儀なくさせた」要因が当時存在していたかが問題となる。

第二に、戦時共産主義政策が内戦によって余儀なくされた「窮余の策」とするなら、20年11月にヴラウダ将軍率いる最後の反革命軍が崩壊し内戦が終了したこの時に、党指導部内でこの政策の廃止に関する議論がまったく行われなかった理由が説明できない。そこでの最大の関心事は、播種面積の拡大に向けての措置をめぐる問題であり、これに当時実施されていた食糧割当徴発が深く関わっていたが、その廃止はまったく問題視されなかった。

第三に、レーニンの言説の扱い方の問題がある。確かに、カリーニンが25年に党の農民政策の10分の9はレーニンに負っていると述べたように、レーニンの構想や意向は党の政策決定過程に重大な影響を及ぼしていた。⁹そこで多くの研究者がこのテーマで典拠とするのは、『レーニン全集』（ロシア語版第5版）であるが、この『全集』から重要な文書が意図的に削除されていることに注意しなければならない。¹⁰それだけでなく、『全集』の多くを占めている大会や会議での公式発言に彼のどれだけの真意が表出されているかの問題もあり、われわれは公文書館資料やその他の政策実行の具体的指令書の中に、レーニンの政策方針を求める必要がある。レーニンの構想は当時の政策実施過程にこそ具体的に実現されたのだから。

そして、第四に、21年2月4日のモスクワ金属工協議会における報告を除き（これも自発的というより、政治危機の收拾のために登壇を余儀なくされた）、レーニンには戦時共産主義からの政策転換を示唆する発言が3月の党大会までまったく見られないことを、合理的に説明するのは難しい。それは18年5月に「食糧独裁」が導入された際に、レーニンは全国的な食糧危機を反革命運動と結びつけ、あらゆる機会に訴え続けたのとは対照的である。

そこでまず、ネップの嚆矢をなすと解釈されている、現物税がいかなる構想の下に策定されたかを検討しなければならない。

現物税を周知させる目的で党大会後間もなく出された小冊子『食糧税について』の中で、レーニン自身は次のように述べている。「食糧税は極端な窮乏、崩壊、戦争によって余儀なくされた独特の「戦時共産主義」から適正な社会主義的生産物交換への移行の形態の一つである」[強調は引用者]と位置づけられ、「戦時共産主義」は戦争と崩壊によって余儀なくされたことが、ここでも改めて表明された。¹¹

通常は、ここで述べられている食糧税とはレーニンが21年2月8日に党中央委政治局会議で執筆した以下の内容の『予備的草稿』に基づくと考えられている。1. 割当徴発から穀物現物税に交替するという無党派農民の願いを叶える、2. 昨年度の割当徴発に比べてこの税を縮小する、3. 農耕者の勤勉に応じての税率を引き下げる、「4. 速やかで完全に税が納付される条件で税を超える農耕民の余剰を彼が利用する自由を拡大する」。¹²

研究者は一致してこの文書を、現物税布告の基礎、ネップ原理の最初の表明と評価するが、果たしてそれは適切であろうか。

この執筆直前の2月2日に開催されたモスクワ拡大金属工協議会で食糧問題が審議された際に、この日からモスクワで実施される配給券の縮小への労働者の不満を背景に、ポリシェヴィキを弾劾する演説が次々に行われた。¹³これを受け、同協議会は、1. 割当徴発によって農民から生産物を受け取る現行の形態を合目的でないとして、2. 割当徴発を一定

の現物税に替える旨の決議を採択した。レーニンは大議員に請われて、協議会最終日の2月4日に演説し、この窮状からの解決策を次のように提示した。播種キャンペーンを再検討せよとの声があるが、すべてに播種しなければわれわれは滅亡する、と播種キャンペーンの重要性を指摘し、「現在われわれは13県で割当徴発を完全に停止しようとしている」ことを表明した。¹⁴これが割当徴発の停止に関してポリシェヴィキ指導部から出された最初の公式な声明である。一見すれば、2月4日に割当徴発の停止が予告され、2月8日にそれに替わる現物税草稿が執筆され、続いて現物税案が党内で審議され、最終的に同決議が3月中旬の党大会に上程されるとの手続きは、時系列的に妥当に思える。だが、ここでほとんどの研究者はレーニンの関心が当面の播種キャンペーンに向けられていたという事実を看過しており、さらに以下の具体的状況を勘案すれば従来の解釈にはいくつかの疑問が生ずる。

第一に、割当徴発の停止を公式に表明してからようやくそれに替わる食糧調達方法として現物税を模索するのは、当時のロシア全土で認められる食糧危機と政治危機を視野に入れるなら、きわめて非現実的である。前年8月にタムボフ県で始まったアントーノフ蜂起、続いてウクライナのマフノー蜂起が徐々に勢力を拡大し、1月末には西シベリアで勃発した農民蜂起が加わり、さらに、両首都の政治情勢も緊迫し、ペトログラードでは、食糧配給の増加と防寒用の衣服と靴を要求して3月1日までのストが宣言され、その後市内はストとデモで明け暮れるというまったく騒然とした状況が生まれつつあった。¹⁵食糧調達はまさに焦眉の政治問題でありながら、割当徴発に替わる調達方法がその時点で未決定であることがありうるであろうか。

第二に、実際にはレーニンが草稿を執筆する以前にすでに食糧割当徴発は一連の地域で停止していた。2月4日または5日づけでバシキリア食糧人民委員部、シムピリスク、ウファー、サマラ、サラトフ、ポクロフスク県食糧委宛てにその停止命令が発せられた。タムボフ県食糧コミッサールは、レーニンが政治局会議で上記の現物税草稿を執筆していたその日、2月8日に割当徴発停止に関する命令を受け取った。そして最後に、2月2日の凶作罹災地方での政治状況に配慮することを食糧人民委員部に委ねる旨の政治局決議を受け、2月10日に食糧人民委員部は、当時凶作県と認定されていたリャザニ、トゥーラ、カルーガ、オリョール、ツァーリツィン県に対して、2月15日から8月1日まであらゆる割当徴発の遂行を免除する命令書を送った。¹⁶これらの命令書の中で、この停止が播種キャンペーンと結びつけられたが、これに替わる現物税にまったく触れなかったのはなぜか。

第三に、割当徴発から現物税への交替の要求はエスエルやメンシェヴィキから提起され、後にエリ・ベ・カーメネフが上記の金属工協議会を「非プロレタリア的」と評したように、このような要求は党指導部によって無条件に拒否されていた。この種の議論は20年末の第8回全ロシア・ソヴェト大会で公然と展開された（この大会はポリシェヴィキ独裁下で反対派諸政党が参加した唯一の大会となった）。大会の席上で食糧人民委員代理エヌ・オシンスキーは彼らの税の要求に応じて、もし食糧税を実施するなら、税完納後の「自由な残余は生産者の判断にまかされる、すなわち、生産者によって自由に引き取りできる」ようになるが、「われわれには商品fondがないので」、余剰は商品交換ではなく私的商人に流れ、「いかなる国家調達も増えないであろう。[……]自由商業のこの扉を開く者は、わが食糧政策を崩壊へ、わが国民経済を破滅へ導くであろう」と、自由商業を伴う税を断

固として退けた。¹⁷これは当時のほとんどのポリシェヴィキが持つ共通認識であった。

通常解釈へのこれら疑問を解くためには、レーニンの現物税構想は2月8日づけ『予備的草稿』以前に、エスエルやメンシェヴィキとは異なる文脈から導き出されたと考えなければならない。この時まですでに策定され現物税案の基本的構想が、『予備的草稿』で修正が施され、党大会に提出されたとの仮説によって、上記の疑問を合理的に説明することができるからである。次の作業は、このレーニンの現物税構想の起源を探ることである。

共産主義「幻想」

内戦期とも戦時共産主義期とも呼ばれるネップに先行する時期は、内外の反革命勢力との内戦によって厳しい戦時政策を強いられ、この状況が除去されたことで、本来の政策としてのネップが実施されたと通常は説明される。内戦は基本的には18年5月下旬に勃発したチェコ軍団の反乱から始まり、20年11月のヴラーンゲリ軍の壊滅によって終了した。ポーランド戦線を除き内戦状態は除去され、「戦時」体制を解除する客観的状況が生じたとしても、実際には「共産主義」体制は放棄されることなく、逆にこれ以後、平和的建設の中で戦時共産主義構想は絶頂を迎えるのである。モスクワ県党協議会に登壇したレーニンが国民経済の復興と共産主義について語り、「共産主義とはソヴェト権力プラス全国の電化である」との有名なテーゼを示したのは、ヴラーンゲリ軍が崩壊した直後の11月21日のことであった。¹⁸こうした事実が示しているのは、戦争状態からの解放は、「余儀なくされた」戦時共産主義政策を停止するための要因ではなく、共産主義政策を実現するための阻碍要因が除去されたとの認識である。内戦終了直後の昂揚した気分とともに、この時期にポリシェヴィキの「共産主義」幻想はそのピークを迎えようとしていた。

18年夏に左翼エスエルが中央政権から離脱した後に特に農業・農民政策の分野で、実状を何ら反映しない荒唐無稽ともいふべき「共産主義政策」が次々と打ち出された。まず、「農村における階級闘争」を遂行しようとして18年6月の布告によって組織された貧農委員会がある。このため多数の都市労働者が農村に派遣されたが、そもそも共同体農民が圧倒的なロシア農村にはポリシェヴィキが想定した階級対立は存在せず、ここで発生した対立の構図は共同体農民対余所者＝都市労働者であり、ほとんどすべての地方で共同体農民はこのような強圧的組織を受け入れることなく、農村に混乱と憤怒を持ち込んだこの試みはわずか半年足らずで撤退を余儀なくされた。¹⁹

次いで、大規模農業経営の構想がある。19年3月に執筆された『党綱領』草案でレーニンが、「ソフホーズ、すなわち、大規模な社会主義農場」を社会主義的農業経営の根幹と見なしたように、特にソフホーズは重要な役割を果たすはずであった。この構想の基本にあるのは、「穀物工場」としてのソフホーズの位置づけであり、この時出された『社会主義的土地整理法』では、この種の経営に土地利用の最優先順位が付けられ、原則として工場労働者が採用され、そこでの労働時間は8時間を超えないとして、工場企業に倣った管理運営が提唱された。²⁰だが、これら経営の基本的構成員は農具も資金も持たない貧農や食糧難のため都会から逃れてきた労働者やインテリなどであり、それらほとんどの経済的基盤はきわめて脆弱であった。19年の第8回党大会でこれまで「社会主義的農業の最高形態」として理解されてきたコミュンから「穀物工場」としてのソフホーズ優先政策への転換が表明されたが、そこではペンザ県代表によって、ソフホーズには中農もクラークもおら

ず、何の持ち合わせのない貧農だけが加入し、彼らは穀物も農具も馬も持たず、餓死を運命づけられていると報告された。²¹

ポリシェヴィキ政策を特徴づけるのは、農村または農民の実状に関する完全な無知である。ロシア革命の悲劇の基本は、人口の80%以上を占める農村住民の現状を知らず、そこに空疎な「共産主義」理念が機械的に導入されたことにある。21年春に行われた大規模な農業キャンペーンを総括した農業人民委員部の報告書で、ゴメリ県では農村を知らない党員が主導したことが同キャンペーンの失敗の要因とされた。このような事態は各地から報告され、19年3月の第8回党大会でオリョール県代表は、専門家でなければ農業を営むことはできないと、党の集団化路線を酷評した。²²ポリシェヴィキの農業政策の限界は20年夏の凶作を経てようやく党内問題として取り上げられるようになった。

こうして、20年秋以後に農業の再建を巡り、社会主義路線を堅持しようとするエヌ・ボグダーノフと、その見直しを図ろうとするオシンスキーとの間で論戦が展開された。²³トゥーラ県での農業キャンペーンの実績を持つ後者の主張は当時の実状を反映し、この論戦に勝利を収めた。サラトフ県農業部は、ソフホーズとコルホーズを通してわれわれが農業建設の最終目標に到達できないのが明らかとなった、オシンスキーが『プラヴダ』紙上で、ソフホーズを強化して農村を再建しようとするのはユートピアの道を進むことを意味すると述べたのはまったく正しい、と彼の主張を擁護した。こうして、カバーノフが指摘するように、20年末まで農業政策における共産主義「幻想」は続いた。²⁴だがこの集団経営「幻想」を払拭させた要因は、きわめて現実的な農業の荒廃がその最大の理由であったことを、ここで改めて指摘しなければならない。

後の出来事に関連して、この論争の帰結は以下の結果を招いた。第一に、農民農業経営の強化と発展のために、すなわち播種面積の拡大に向けて種子割当徴発を含めた強制播種の方針が確定されたことであり、第二に、安定的共同体的土地利用による個人農経営の強化が目指され、その後この方針は21年の勤労農民経営奨励策によってさらに促進され、『農業法典』に集約された。そこで採用された強制播種の路線は種子割当徴発を前提とした戦時共産主義政策の枠内にあった。そして、この路線の提唱者であるオシンスキーへのレーニンの信頼は篤く、第8回ソヴェト大会党フラク会議で集団化路線を批判したオシンスキーを、レーニンは「まったく正しい」と評価し、「コルホーズの問題は当面の問題ではない。それらはまだ構築されず、養老院の名に値するような悲惨な状態にある。[……]ソフホーズの状態は現在大部分で平均以下である。個人農に頼ることが必要であり、それは近い将来も変わりようがなく、社会主義と集団化への移行を夢想してはならない」と述べ、この幻想からの決別を宣告した。²⁵

社会主義的交換への移行

すでに引用した、第10回党大会直後に発行された小冊子の中でレーニンは、現物税を農産物の調達手段としてではなく、「適正な社会主義的生産物交換」への移行と位置づけている。これはいったい何を意味するのか。

ポリシェヴィキ指導者は来るべき社会主義または共産主義社会のスキームを明示することはなかったとしても、それでもマルクス理論に基づき革命直後からその基本的条件として無貨幣交換への移行に拘り続け、当然にも共産主義「幻想」はそこに集約的に表出され

た。そこでは大戦下で始まるハイパー・インフレーションを含むあらゆる経済的崩壊と革命後には法的制度によって通常の経済取引が解体され、自然発生的な物々交換（彼らの用語に従えば商品交換であるが）が全国的規模で展開され、彼らの眼には過渡的経済形態が実現されつつあると映ったことがこの幻想を加速させた。そこでは調達=分配制度を一元的に支配した食糧人民委員部が重要な役割を果たし、割当徴発制度を通してコミュン型国家の構築が目指されたのである。²⁶

この移行措置で重要なのは商品交換の組織化であった。早くも18年4月にユ・ラーリンは最高国民経済会議で次のように指摘する。「われわれはできるだけ紙幣なしでやって、貨幣が単なる決済単位でしかないような状況に至るよう、国内で新しい原理により生産物の商品交換を確立しようとする構想に達した」。すでに18年初頭から食糧人民委員部は全国的規模での商品交換の実施計画を策定し、その構想は3月7日づけ党中央委機関紙『プラヴダ』に掲載され、3月26日の布告によって商品交換が全国的に実施されることとなった。それは徐々に穀物調達制度に組み込まれ、義務的商品交換制度は18年8月づけで穀物生産諸県に、19年8月からは全国的規模で実施されることが決定された。経済史研究者ドミトレンコが指摘するように、戦時共産主義期には18年春と比べて商品交換の役割は著しく高まった。²⁷

こうして展開された商品交換制度が割当徴発制度の中に組み込まれるのは自然の成り行きであった。戦時共産主義の評価と同様に、過酷で暴力的な農産物徴収として否定的に、まさに戦時共産主義期における暴力的ポリシェヴィキ政策の象徴として通常理解されている割当徴発は、以下で触れるように原理的には未来の無貨幣交換への過渡的措置として位置づけられていたのである。²⁸20年8月に出された20/21年度割当徴発規程により、農産物割当量の供出に対する村団の連帯責任が定められるとともに、その反対給付として村団への工業製品の集団的商品交換が制度化された。こうしてソヴェト国家は割当徴発を通して工業製品と農産物との商品交換を、村団への集団的割当とそれに対応する集団的供給を、すなわち、都市と農村との無貨幣交換への移行を目指したのであった。²⁹

もちろん、当時のロシアの破滅的経済状況はこの構想の実現を許さなかった。レーニンを含めて当時のポリシェヴィキ指導者は異口同音に、ソヴェト権力は農民から穀物を掛けで取り上げ、工業の復興にともない農民は割当徴発を通して工業製品を受け取るであろうとの主張を繰り返した。これは単なる方便ではなく、来るべき未来社会での割当徴発の理念型であり、その実施過程での個々の逸脱行為とその理念的意義とは明確に区別されていた。20年10月にレーニンは郡・郷・村執行委モスクワ県大会で内戦後の平和的建設について報告した際に、割当徴発が法外に重いとの出席者の非難の嵐に抗して、負担の緩和を提言したものの、この制度を廃止する可能性を完全に否定した。こうして、内戦終了後の平和的建設構想の中でも未来の「共産主義」社会への過渡的措置として割当徴発は生き残ったのである。11月27日『プラヴダ』論文では、割当徴発の行き過ぎに対する農民の不満を認めながらも、その原則自体は完全に支持された。³⁰

現代の歴史家サフォーノフは「食糧割当徴発の構想は共産主義への移行を展望する、唯一ではないとしても非常に重要なレーニンのイメージの構成要素である」と指摘する。スヴィヂェールスキはこのことについて、「一定の条件下で、食糧割当徴発は共産主義の直接の導入の手段になりえたが、これら条件が欠けていたので、内戦の終了とともにそれは

別の方策にその地位を譲らなければならなかった」と、この1年後に回顧した。³¹

調達危機が顕著になった20年秋の調達キャンペーンでも、商品交換と割当徴発の結合の方針は堅持され、11月19日にレーニンと食糧人民委員代理ブリュハーノフの連名で出された軍事命令書に、戦時共産主義期末に特徴的な、政治的には軍事体制の強化と経済的には生産物交換への傾斜がもっとも明白に表現された。この文書の中で、県食糧会議と食糧組織に、割当徴発を遂行する際に臨戦態勢と動員を徹底させ、革命裁判所巡回法廷を間断なく機能させて司法懲罰機関を発動させることを命ずると同時に、「計画的に生産物交換を実施して、商品の引渡しを調達の進展と厳密に調和させることを義務づけ」た。³²要するに、内戦の終了は共産主義「幻想」を放擲する要因とはならず、この時から共産主義体制への傾斜はいっそう深まった。

過渡的措置としての現物税

この流れは貨幣交換を一気に廃止しようとの構想を脹らませ、カーメネフの言葉によれば、「貨幣が終わりを告げ、間もなくわれわれは貨幣を必要としないであろうと思われた」³³共産主義「幻想」を、その頂点にまで高めた。

この構想は貨幣税廃止でまず実現されようとしていた。この問題は20年11月の人民委員会議で審議され、11月3日の会議で、財務人民委員代理エス・エ・チューツカエフを議長とする特別委が設置され、30日の会議では、地方貨幣税を廃止する可能性について、「貨幣税の廃止と食糧割当徴発から現物税への転換を同時に準備し実施する」問題を詳細に検討するよう特別委に付託するレーニンの提案が採択された。レーニンにとって、19年5月の演説に見られるように、貨幣とは搾取の名残であり、その廃止には多くの障碍が存在し、かなりの長期間存続すると想定されていたが、その好機が眼前に迫っていると判断されたのである。

貨幣税廃止の検討を委ねたその日に特別委議長チューツカエフへ、レーニンは過渡期における貨幣廃止が持つ意義を次のように書き送った。

「貨幣から貨幣なし生産物交換への移行は議論の余地はない。

この移行をうまく完成するために、生産物交換（商品交換ではない）を実現しなければならない。

われわれが商品交換を実現する、すなわち農民に工業生産物を与える力がないうちは、その時は農民は商品（したがって、貨幣）流通の痕跡の下に、その代用品の下に留まるのを余儀なくされる」[強調は原文]と、貨幣経済から未来の生産物交換へ、つまり資本主義的経済体制から共産主義的体制への移行を定式化した。この移行を実現するための措置が貨幣税の廃止であった。³⁴

この方針に基づく貨幣税廃止に関する特別委の以下のような政令草案が、12月18日の人民委員会議で決議された。「現存している様々な貨幣税は、ロシア共和国で大ブルジョワジーを清算するため、今日まで私的個人経営で生活している農民と営業都市住民の中間層によって支払われている。だが住民のこれらグループは、ソヴェト権力により実施されている勤労賦課の実施によりソヴェト経済建設に自分の労働力を部分的に提供し、農業から受け取った生産物の一部を国家的割当徴発に引き渡すことで、ソヴェト国家の維持に寄与している。農民個人経営と国家間での貨幣なし生産物交換の中に、社会主義建設に向けて

税制の存在の必要性を排除する直接的移行を認める」として、現時点で存在するあらゆる国家的、地方的直接税（貨幣税）の徴収を廃止し、地方的需要を充たす地方特別税のみを残すことなどを決定した。つまり、小ブル農民により勤労賦課と割当徴発が遂行されている状況が、貨幣の廃止、すなわち、レーニンの定式化によれば商品交換を経て無貨幣交換を実現する可能性を創り出した、と想定されたのである。³⁵この法案作成作業は、割当徴発から穀物税への交替に関する法案の最終編纂が承認された21年3月7日の中央委総会議で貨幣税廃止に関する報告が行われたように、第10回党大会終了日まで、すなわち3月16日にレーニンの政治局への提案によって貨幣税廃止草案が撤回されるまで続いた。³⁶レーニンの現物税構想はこの流れで生じ、第10回党大会後の諸般の政治情勢の中で法制化された現物税法令とはまったく異なる原理に基づいていた。

20年秋以後ロシア全土で徐々に忍び寄るボリシェヴィキ体制の危機的状況、いうまでもなく、すでにタムボフ県で始まったアントーノフ蜂起は周辺諸県にも拡大し、ウクライナのマフノー運動は衰える気配を見せず、それだけでなく各地で割当徴発への不満が高まり、その遂行率は軍事力を強めても改善の気配を見せず、例えば、タムボフ県では11月半ばでそれは30%以下であり、蜂起が猖獗する郡では20%程度しかなく、ロシア全土で翌年の凶作を予告するように播種面積は著しく縮小し、いくつかの農業諸県では旱魃の被害がすでに認められていたにもかかわらず、³⁷この時期のボリシェヴィキ指導者には、共産主義「幻想」に幻惑されていたかのように、将来への楽観的展望が漲っていた。

その理由を合理的に説明することは難しいが、この傾向が明瞭に認められたのが20年末に開催された第8回全ロシア・ソヴェト大会であった。党中央委機関紙『貧農』はその雰囲気次のように報じている。「最高国民経済会議議長ルィコーフはソヴェト大会で、現在わが工業の昂揚が始まったと説明した。月ごとに週ごとに、徐々に新たな工業企業が開かれ、新たな工場の煙突から煙が出始めている……」。³⁸このような論調の大会記事が絵入りで連日報道された。

本大会では出席した反対派諸政党から次々にボリシェヴィキの政策、特に割当徴発に非難が浴びせられ、割当徴発から税への交替の要求も提起された。興味深いのは、これら税を求める声にレーニンは一度も反対を表明しなかったことである。だがそれは、すでにこの時期にレーニンが割当徴発から税への方針転換を受け入れていたからではなく、まったく別の文脈からレーニン自身が現物税構想を抱いていたからにほかならない。この時レーニンが抱くのは無貨幣交換への移行措置としての税構想であり、それはエスエルやメンシェヴィキの要求とはまったくの対極にあった。

レーニンは大会期間中に地方からの農民代議員と会談を重ね、彼らの発言の多くは割当徴発への非難に終始し、このような意見聴取の結果は12月末に執筆された『経済建設の任務に関する覚書』として纏められた。その中で彼は、「農民への対応：税＋プレミア」と書いた後で、「税＝割当徴発」と書き加えている。この文言を敷衍すれば、播種面積を拡大するために農民に税を実施し播種の拡大に応じてプレミアを交付しなければならないとの意味であるが、この税が大会で反対政党によって提起されたものと同一視される誤解を避けるために、ここでの税は割当徴発と本質的には同じであること、換言すれば、12月18日づけの貨幣税廃止草案で含意されている現物税でなければならないことを明記したのであった。この点で、「レーニンが20年末に食糧政策の抜本的修正が必要であるとの結論に

至ったと考えるいかなる根拠もない……この「税」はネップといかなる関係がないだけでなく、第8回ソヴェト大会決議に比べて戦時共産主義の展開でより大きな前進となった」とは、現代の歴史家パヴリチュエーンコフの正鵠を射た指摘である。³⁹

ネップ導入の嚆矢となった現物税は通常解釈されているように、21年2月8日に執筆された『予備的草稿』より以前に、割当徴発体制の発展形態、または未来の社会主義的交換形態への移行措置として20年末にすでに立案されていた。すなわち、戦時共産主義政策の延長に現物税は位置づけられていたのである。この構想が崩れ、後にネップと称される新たな政策を生み出した要因を探るには、当時のロシア社会の現状を視野に入れる必要がある。21年初頭から顕著になる食糧事情が、この構想の実現を許さなかったのである。その具体的状況について以下で述べよう。

第2章 21年食糧危機と現物税の導入

21年危機の出現

20年末に見られた楽観的雰囲気は急変する。21年の冬は非常に寒く、民衆はいっそう窮乏化した。

21年危機は燃料不足から始まった。ポリシェヴィキ幹部の楽観的気分に対して、すでにその兆候は20年の冬の訪れとともに顕在化していた。10月半ばにカルーガ県から、「共和国が蒙っている燃料危機がわが県にも重くのしかかり、工場は停止し、勤労者の家と施設は凍てついた」と報じられ、トヴェリ市では薪燃料さえなくなり、暖房がないために11月から市内でも郡部でもほとんどの学校が休校となった。⁴⁰このような燃料危機は各地で認められた。

この主因の一つが採炭労働者の食糧危機と物質的窮乏であった。20年11月にドンバス炭田を視察したトロツキーはその悲惨な有様を次のようにモスクワに通知した。「ドンバスの状況はきわめてひどい。労働者は飢え、衣服はない。大衆の革命的気分にもかかわらず、ストがあちこちで勃発している」。「圧力の方法によって、いくらか生産性の向上が達成されているが、その後で反動が訪れる。このため、これに基づく計画的な発展は望めない」として、食糧事情を改善する、作業着と靴を供給する、賃金を保証するなどの打開策を要求したが、当時の状況ではこれらの要求が実現されるはずはなく、それとともに採炭量は激減した。全ロシア鉱山労働組合中央委は党中央委組織局宛に、約束された供給が履行されていないとして、その実現を要請した。

21年2月にシベリアの炭坑から党中央委が受け取った電報でも、炭坑労働者の悲惨な状態が克明に綴られていた。「ユゾフ地区。2月16日、食糧状態は破滅的。飢餓のために動揺がある。アルマズヌイ地区。2月17日、食糧状態は破滅的。穀物はない。労働者は働いていない。縦坑が水没するおそれがある。セメイキンスク地区。2月17日、穀物はない。食糧状態は危機的。協同組合に備蓄はない。協同組合多売店56号は近日中に穀物を受取る期待はないと通告した。採炭は停止し、状況は破滅的。労働者はパンの交付まで入山するのを拒否している」。3月になってもドンバス炭坑の状況は改善されず、炭坑労働者の食糧はもう何日も引き渡されず、馬の飼料もなく一部は斃死し、一部はそれを避けるために住民に引き渡されたため、石炭を搬送する荷馬車輸送は停止した。枕木が腐って鉄道輸送も止まった。縦坑は浸水し、食糧がないために作業は停滞し、2月には2900万プードが採

炭され900万ブードが鉄道で搬送されたが、3月には採炭量は600万ブード以下になった。⁴¹このようにして、石炭の産出量は最低限にまで低落し、ソヴェト=ロシア全土で危機のスパイラルが深まった。

21年2月のペトログラードへの石炭搬送計画は25%が遂行されただけで、市内のあちらこちらで木造家屋が解体され燃料として利用された。多くの企業は燃料不足のために操業停止に追い込まれた。モスクワでは電気は晩5時から朝8時までしか供給されず、ペトログラードではその供給時間は2時間に制限された。両首都の住民さえ、寒くて暗い冬を迎えなければならなかった。⁴²

ペトログラードで2月11日に始まった生活改善を求める労働者のストは急速に拡大し、市内は4年前の二月革命を彷彿させる異常な緊張状態に包まれ、2月25日に戒厳令が布告された。そしてポリシェヴィキ権力の保塁であったクロンシュタット海軍基地でも叛乱が始まろうとしていた。燃料危機は輸送危機を招き（鉄道輸送だけでなく荷櫓輸送も）、豪雪のために各地で食糧列車は立ち往生していた。列車の多くは石炭仕様から効率の悪い薪仕様に改造されていたが、その薪すら不足した。北部、モスクワ、カザン鉄道を除きほとんどの路線は1週間分以上の薪燃料を持たず、2月に入ると各地で食糧貨物の滞貨が起こった。2月半ばで南東鉄道に燃料がないために50本の食糧直通列車が滞貨していた。ブリュハーノフはウクライナから、オデッサ地区で燃料不足のために貨車約400輛が滞貨しているとの電報を2月10日に受け取った。袋がないことや空の貨車が適正に配車されないことも鉄道による食糧貨物搬送の大きな障碍となった。⁴³

最後に、運輸危機は深刻な食糧危機を引き起こした。ペトログラード県書記から、「守備隊の食糧事情は危機的で、非常に頻繁に赤軍兵士は家々を回って施しを請い、最近では管区の部隊で衰弱による大量の失神が確認されている」との厳しい現実が報告された。食糧配給が最優先の赤軍でさえこの有様であった。⁴⁴3月にタムボフ県ウスマニ郡から、飢餓と全般的崩壊のために住民の間にはソヴェト権力への敵意が広がっている、「郡では過剰な飢餓が感じられ、住民大衆は「パンをよこせ」と歩き回っているが、郡はもちろんそれを提供することができず、そこで彼らはソヴェト権力を裏切り者と見なしている」と報じられたように、各地で食糧危機は政治危機に転化していた。⁴⁵

地方では燎原の火のごとく農民蜂起が広まっていた。アントーノフ蜂起は隣接のサラトフ、ペンザ、ヴォロネジ県へと浸透し、連鎖反应的に農民蜂起を随所で勃発させていた。20年末にタムボフ県キルサノフ郡の責任ある党活動家が、われわれはタムボフ領内で猛威を振るっている匪賊運動のために一再ならず自分の生命を大きな危険に晒し、「匪賊によって、何頭かの家畜、農具、家庭着、履物、寝具、下着といったすべての資産が徹底的に掠奪され、同志の妻は殺害され」、「匪賊からの絶え間のない脅威のために家族経営を新たに再建することは不可能である」ことを理由に挙げ、ここでの政治活動を解除しシベリアへの移住の認可を求めたように、現地での党活動は完全に崩壊していた。⁴⁶さらに、西シベリアのチュメニ県イシム郡で発生した農民蜂起は2月以降急速な展開を見せ、この時期最大規模の反ポリシェヴィキ運動となりつつあった。⁴⁷ウクライナではマフノー匪賊がその攻勢をますます強め、きわめて危機的な政治状況が表出していたが、これらに対する中央権力の対応はきわめて緩慢であった。動員を含めた赤軍の戦闘能力はこの時期になると物心ともに限界に達していた。

中央農業諸県での 20 年の凶作がすでに明らかにされ、穀物生産諸県での匪賊運動が夏以後強く展開されながらも、これらの問題が党中央委の議題となったのはようやく 21 年 1 月 12 日のことであった。同日の会議で、農民の気分に関する問題が審議され、全ロシア・ソヴェト中央執行委（以下 B И И К）議長カリーニンを議長として凶作罹災諸県で農民の状態を速やかに緩和する措置を審議する特別委と、ヴェ・チェ・カ議長エフ・エ・ジェルジーンスキを議長とする匪賊行為の根絶を早急に準備する特別委が設置されたが、現地からは悲鳴にも似た軍事要請が幾度も打電されていたにもかかわらず、中央からの本格的な介入は著しく遅れた。⁴⁸

具体的措置として、2 月 2 日の政治局会議はエヌ・ブハーリンの報告を聴き、凶作を蒙り食糧に困窮する地方での政治状況と農民蜂起に重大な関心を払うよう食糧人民委員ツェルーパーに指示し、これら諸県で農民の食糧状態を改善するための一連の措置を執るよう食糧人民委員部に委ねた。これにより、すでに述べたように凶作認定諸県に 2 月 10 日づけ割当徴発停止命令が出される一方で、農民蜂起との闘争への政治的指導と支援のためタムボフに特別委と活動家を緊急派遣することが決議された。⁴⁹党中央委で議題に上がってから 1 ヶ月が過ぎようとしていた。

この時期党中央は大幅に縮小した穀物作物の播種面積への対策に忙殺されていたことが、このような対応の遅れを生み出す一因となった。第 8 回ソヴェト大会で強制播種をとまなう個人農経営の強化路線が採択されたことはすでに触れた。この時から強制播種キャンペーンは大々的に喧伝され、中央紙の紙面の多くがその関連記事で埋め尽くされ、これは未曾有の大キャンペーンであった。

強制播種とは、定められた播種計画に準ずる種子量を国家が供給するための種子強制調達、すなわち種子割当徴発による種子の再配分、この計画を現地で指導するための村農民委員会（セリコム）の組織化、それらを通しての強制力による完全播種を骨子としていた。食糧割当徴発と同様なこの制度も完全に戦時共産主義的精神に貫かれていた。

ほとんどの地方で穀物割当徴発が完遂されていない中で、種子調達は農民にとってきわめて大きな負担となった。この強制調達は凶作認定県をも容赦しなかった。凶作に襲われたオリョール県の村では、一つの割当徴発を取り上げて、今や別の割当徴発が課せられるようになった、との農民の不満が聞かれた。この声は、『二つの割当徴発』の見出しを付けて県執行委機関紙に掲載された。このように調達された種子材をほかの村団のために再配分することへの農民の抵抗は強く、2 月に同県エレッツ郡の村で、群衆が郷執行委に押しかけ、保管庫をこじ開け、集められた種子材を奪い取った。この直接行動は村ソヴェトによって組織され、懲罰部隊によってようやく鎮圧された。

度重なる余剰を超える割当徴発の遂行の結果、農民経営に残された種子材はわずかで、食糧割当徴発のこれ以上の遂行は播種キャンペーンを頓挫させるおそれがあった。こうして、それは一時的中断を余儀なくされたのである（現物税構想とはまったく関わりなく）。

サラトフ県播種委は 21 年春の同県での播種キャンペーンについて次のように総括した。中央から与えられた春蒔き区画の義務的播種面積に対する必要な種子量は 1839 万 7536 プードと算定され、不足量は 920 万 5225 プードであった。中央と県播種委によって全部で 158 万 3179 プードが放出され、残りの不足分は、第一に、経済力のある地区での種子割当徴発によって、第二に、農民の手にある種子を確保し、郷内または村落の再分配によっ

て補填することが想定された。だがこの方策の最大の障碍は、2月1日まで延長された後も100%の完遂まで延々と続いた食糧割当徴発キャンペーンであった。種子割当徴発と食糧割当徴発が両立しないことが証明され、両方のキャンペーンを同時に行うことは不可能であると地方から率直に語られた。結局、県内ですでに75%の食糧割当徴発が遂行されたことが判明し、そのため中央は一連の政治的状況などを勘案し食糧キャンペーンは終了したと見なし、播種割当徴発キャンペーンが開始された。⁵⁰このようにして各地で食糧キャンペーンから播種キャンペーンへの転換が図られた。⁵¹

これは当然にも従来の戦時共産主義的調達方法の変更を些かも意味しなかった。党中央委は2月にすべての県党委に、地方活動家に蔓延し始めているこの傾向を戒めるために以下の指示を打電した。「中央諸県での食糧活動の停止と生産物の強制的な汲み出しに起因する必然的な農民の気分の尖鋭化に関連し、地方組織の一部の間にこれ以上農民の怒りを買わないようにと種子調達を回避しようとの志向が認められる。多くの生産諸県は明らかに同じ動機から播種計画を縮小し、外部からの種子の搬入を要求している」現状を考慮し、第一に、種子国家ファンドはごくわずかで非生産諸県の一部しか賄えない、第二に、各県の完全播種の源泉は県内再配分と種子割当徴発である、第三に、種子調達の回避は将来の食糧崩壊を招く、第四に、播種率を高めるために播種面積の縮小は許されないとして、党中央委は厳格な播種キャンペーンの実施を指示した。そこでは「農民への精力的抑圧」の行使を除外せず、「強制を拒否してはならない」ことが改めて言及された。⁵²

それでも播種キャンペーンには様々な障碍が待ち受け、遅々として進捗しなかった。割当徴発が完遂された地区で、真っ先に種子調達が開始されることへの不満があった。サララ県では1月15日から国家割当徴発を100%完遂した地区で、種子調達キャンペーンが開始された。このため、国家賦課を誠実に遂行した勤労農民にまず負担を強いたが、種子割当徴発の遂行の際にも、その後の現物税の徴収の際にもポリシェヴィキ権力によってこのことはまったく斟酌されなかった。オムスクから5月にシベリア・ヴェ・チェ・カ議長は次のように報告した。「農民の気分は、熱狂的な播種キャンペーンにもかかわらず武器の威嚇で逮捕と賦課の遂行を要求する食糧部隊の行動のために尖鋭化している。[……]誠実に割当徴発を遂行した農民は穀物と種子なしに残され、畑は播種されていない」。⁵³

食糧人民委員部参与スヴィゲルスキーが、播種キャンペーンと結びついている末端組織細胞はセリコムであり、これは任務を遂行するための軍事組織であると説明したように、この実施の際には強制的措置が多数適用された。多くの農民にとってセリコムは、農村に「階級闘争」を持ち込んだ貧農委の再来であり、このような組織に農民は頑強に抵抗し、その選出を拒否した。そのため空前の活動家と都市労働者が農村に動員され、強制力や恫喝はそれらの組織化にとって常套手段であった。キャンペーンの遂行が幹部の力量不足と拙劣なやり方のために農民の不満を招いて、多くの地方でセリコム選出が拒否され、大きな力と発意は発揮されなかったと、農業人民委員部報告書はこの間の事情を総括した。ヴェ・チェ・カの播種キャンペーンに関する報告書はいっそう辛辣に、「特に春のキャンペーンで食糧人民委員部による種子調達には多くの失策があった」と結論づけ、種子の配分の際に県食糧委の命令で多くの種子が食用に転用され、ヴィテブスク県では春蒔き種子の半分が食糧に利用されたような数々の不備の実例を指摘した。⁵⁴

このキャンペーンは軍事的色彩が強かったとしても、第8回ソヴェト大会での農業政策

の転換を受け新しい要素も含まれていた。それは個人的プレミアである。これは播種計画の実施で優れた成果を挙げた勤労経営に、恩典として割当徴発の軽減と商品給付の増量を与えることを内容としていた。レーニンは個人的プレミアを強く主張したが、それは割当徴発の際の村団に対する連帯保証制と矛盾するため、この条項への一般コムニストの反対は強く、第8回ソヴェト大会でこの問題が検討された12月25日の党フラク会議は本条項の削除を決定した。集団経営への偏愛は、この大会で個人農経営の強化路線が採択されたとしても、コムニストの間で依然として根強く残っていた。だが、翌日開かれた党中央委総会はこの決定の差し戻しを党フラクに命じ、集団経営を優先するとの但し書きを付けてこの条項が決議草案に盛り込まれた。⁵⁵これがレーニンの『覚書』に書かれた「農民への対応：税+プレミア」の内実である。

第10回党大会

党大会を目前にし、レーニンは最大の課題である播種キャンペーンでの成果を確実にする必要があったが、彼が一般コムニストの抵抗を排して拘り続けた個人的プレミアはまったく機能していなかった。完遂にはほど遠い割当徴発の軽減は食糧危機が深刻化する中では問題にもならず、破滅的工業状態は商品供給をまったく不可能にしていた。このような状況下で執筆されたのが、2月8日づけの『予備的草稿』である。農民に播種面積を拡大させるよう生産意欲を高めさせることを目的とした内容であることはすでに述べたが、ここでは第8回ソヴェト大会で想定されたような物質的刺戟を提供することが不可能である以上、別の形による刺戟を与える必要があった。それが農民に設定された市場取引の自由である。しかし、これを第10回党大会後に確定される路線と同一視するのは早計である。なぜなら、この段階ではポリシェヴィキ指導者がもっとも恐れていた資本主義の復活、自由取引の容認は極力制限されているからである。未来社会を展望する税構想と、播種拡大のために農民にプレミアとしての生産的刺戟を与えるための限定的自由取引が、レーニンの最大の妥協点であり、このような幻想と現実のアマルガムが『予備的草稿』であった。

この草稿に基づく党大会草案を作成するため、2月8日の党中央委決定により設置された特別委で作業が開始された。党中央委での報告やレーニンの加筆修正などがあり、第3改定案が最終的に党大会の決議案として上程された。この審議過程で次のことが特徴的である。まず、自由交換は村団内でのみ認められ、村団外では食糧組織による商品交換のみが容認され市場取引は禁止され（党大会決議では「交換は地方的経済取引の範囲内で認められる」と曖昧な表現に改められた）、税規模は村団ごとに算定された。⁵⁶大会提出までの法案作成作業がわずか1ヶ月余りしかなかったこと、内容が戦時共産主義政策の色彩が色濃く残されているということを勘案すれば、この草案が政策の転換を視野に入れていたとは考えにくいのである。何より、この時の現物税はあくまでも播種キャンペーンの枠内で設定されていた。

農民蜂起やクロンシュタット叛乱で「自由商業」や「取引の自由」がスローガンとして掲げられている状況下で、ここでの自由取引はレーニンをもっとも悩ませた問題であった。党大会の開会当日になっても党指導部にはこれに関する合意は形成されなかった。

本大会はほぼ1週間前に始まったクロンシュタット叛乱の鎮圧に多数の代議員が割かれ、ゲ・イエ・ジノーヴィエフやトロツキーなどの報告者が不在となったため議事日程が変更

されるという、まったく異常事態であった。

大会初日の3月8日にレーニンは中央委報告の中で、「農民に地方的取引である程度自由に振る舞う可能性を与え、割当徴発を現物税に替えなければならない」と、この問題に簡単に触れたが、食糧税の審議が行われたのは大会終了前日の3月15日朝会議で、レーニンが主報告に立った。ロシアのような国で社会主義革命が最終的成功を収めるためには、先進国の社会主義革命による支持の下で、国家権力を掌握するプロレタリアートと農村住民の大多数との協調によって可能であり、そのために以前よりずっと中農になった農民を満足させなければならない。中農を満足させるためには、「第一に、取引の一定の自由、私的経営にとっての自由が必要であり、第二に、商品と生産物を供給しなければならない」と述べ、「われわれは商業と工業の国有化の道を、地方取引の禁止の道をあまりにも先に進みすぎた」、これは疑いもなく誤りであった、とレーニンは主報告の中で初めて戦時共産主義政策に否定的見解を加え、路線の修正を示唆した。

主報告に続き、基本的に主報告に同意するが、すでに13県で割当徴発は停止されたとしてもロシア全土での停止はありえないことを、ツルーパーは副報告で強調し、討論が始まった。そこでの最初の発言者は経済理論家エ・ア・プレオブラジェンスキーであった。その後に登壇する発言者は異口同音に穀物専売や自由取引に関する言及に終始したのに対し、彼は現物税導入の際の重要問題として紙幣制度に聴衆の関心を促した。そこでの発言者は彼を除けば食糧問題専門家であり、彼が討論の口火を切るのは通常解釈では違和感を覚え、このテーマに関する文献で彼の発言内容が論じられることは少ない。⁵⁷しかしながら、割当徴発または現物税を貨幣制度廃止の過渡的措置であるとの構想を共有する急進経済理論家である彼にとって、この現物税には食糧調達問題以上に重要な内容を含んでいた。中央委案に賛成して彼は次のようにいう。ソヴェト国家の財源は、割当徴発と紙幣発行であった。前者は年々増加し、「食糧割当徴発が不動のままであり続けたなら、われわれは1922年に紙幣の印刷を停止することができ、必要な総額を割当徴発によって取り上げることができたであろう。だが、このようにはならなかった」。割当徴発に替わる現物税の導入により、生産物の一部しか収用できず、貨幣の廃止が当面の任務とならない以上、賃金の目減りを防ぎ、農民による取引のためにも、通貨の安定が必要となる。こうして、現物税の導入により直接貨幣税を廃止しようとする構想は見送られ、この翌日にレーニンは政治局に貨幣税廃止草案の撤回を申し入れたのである。⁵⁸

第3章 現物税構想の変容

党大会決議から法案作成へ

党大会で現物税決議を採択するまでの手続きはきわめて性急であった。この時期に展開されていた播種キャンペーンと比較すればそれは如実である。後者については、20年10月28日に食糧人民委員部参与会会議で決定された基本方針が農業人民委員部に付託され、BIIK幹部会、人民委員会、農業人民委員部、食糧人民委員部参与会（強制的種子調達は食糧人民委員部の管轄である）などでの討議と修正を重ねて、最終的に12月11日の人民委員会会議でレーニンの修正を受け、BIIKの承認に回されるという、きわめて周至な階段を経て、ソヴェト大会においては本会議でも党フラク会議でも代議員に対して十分な説得と説明がなされ、採択に至った。さらに、この法案はソヴェト大会で承認されるま

で法的効力はないが、農民への議論と周知のためにソヴェト大会前に12月14日づけ『プラヴダ』と『イズヴェスチヤ』で公表され、本大会でも徹底した討論が繰り広げられ、その後も中央紙でも地方紙でも大々的キャンペーンが展開された。⁵⁹

現物税草案の扱いはこれとはまったく対照的に、党大会以前には大衆への周知はまったく認められなかった。第10回党大会でデ・ベ・リャザーノフの、割当徴発から税への交替は不意打ちであるとの非難に対しレーニンは、『プラヴダ』に税に関する論文が掲載されたが、誰も応えなかったのだと反論した。このレーニンの論駁は、彼の先見の明とほかの党员との意識の隔絶を示す事例として文献で引用される。だが、これはレーニンの完全な詭弁であり、これら論文はベタ記事でしかなく、決して耳目を集めるような扱いではなかったことを指摘する必要がある。何より現物税案に対する論説・解説記事は党大会前にはまったく存在せず、播種キャンペーンと比べれば、その差は一目瞭然である。大会決議草案の作成の際に、第2改訂案では、春の播種前に税の公表を定めたが、レーニンはこれに反対し、注意書きで党大会後の発表を要求したように、一般コムニストへのこの交替に関する周知徹底は極力避けられていた。もしこの草案が通常説明されるように、農民への宥和政策であるなら、このような扱いを合理的に説明するのはきわめて難しいが、以下の理由を推測することは可能である。

第一は、この措置は12月18日づけ現物税法案の延長に位置づけられ、第8回ソヴェト大会での農業強化に関する決議の補完にすぎず、いわば播種キャンペーンに対応しての「時限立法的」性格を持ち、本質的に重要性を帯びていなかったとの解釈である。⁶⁰

第二は、ポリシェヴィキ指導部内での税への強い拒絶反応が党大会に混乱を持ち込むとの懸念である。例えば、ウクライナ食糧人民委員エム・カ・ヴラヂーミロフは3月2日のトロツキー宛の機密暗号電報で、ウクライナにとって税は受け入れがたいことを伝えたのに対し、トロツキーから転送された電報を受け取ったレーニンは、「ウクライナのコムニストは間違っている。事実に基づく正しい結論は、税に反対するのではなく、マフノーなどを完全に撲滅するための軍事的措置に賛成することだ」との返事を書き送ったが、税の必要性については何も触れなかった。⁶¹

第三の理由は、レーニンにとって税に付随する取引の問題が依然として未解決のまま残されていたことである。党大会直前に執筆された『割当徴発から税への交替に関する演説プラン』によれば、基本的問題は、「(α) 取引の自由、商業の自由(=資本主義の自由)、(β) このために商品を手に入れること」であり、これにより「経済的に中農を満足させることができる」と考えられた。これが生産拡大への刺戟である。しかし、ここでの「取引の自由」とは一般的な自由取引を意味するのではない。「生産を強化し、取引を押し進め、息継ぎを与え、小ブルジョワジーを強くするが、それ以上に大生産とプロレタリアートを確固たるものにする。小ブルジョワジーと、その取引をある程度まで活発にすることなしに、大生産、工場、プロレタリアートを確固としたものにすることはできない」[強調は原文]と言及しているように、小ブル農民に「取引の自由」を認めることで、工業の復興が目指されたのである。党大会後に執筆された『食糧税について』で彼が、「農民が商売をやる以上、われわれも商売をやらなければならない」との労働者の小ブル的心理を厳しく非難したように、きわめて限定された取引の自由が想定されていた。この時期の反ポリシェヴィキ運動の中で公然と自由商業の要求が掲げられ、第8回ソヴェト大会より以上に自由

商業への警戒心が党内に漲っていた。したがって、レーニンは資本主義一般とプレミアとしての農民取引とをいっそう慎重に区別しなけりばならなかつた。「プロレタリアートの政治権力の根底を損なうことなしに、商業の自由、資本主義の自由を小農民のためにある程度復活させることができるだろうか。[……]できる。問題はその程度にある。[……]地方的取引の自由から飛び出してはならない」[強調は引用者]。重要なことは、地方的取引に限定して、「小農民が経営を拡大し、播種面積を増やすように、多くの刺戟を与える」ことであつた。⁶²こうして、レーニンは党大会直前まで現物税と市場問題に関する具体的方針を持たないままに、党大会に臨むことを余儀なくされてゐた。

現物税に関する党大会決議草案は、すでに触れたように播種キャンペーンを促進する方策として立案されたため、党大会への提出に間に合わそうときわめて性急に文案作りが行われた。しかし、それだけではなく、党大会には立法権がないために、党大会での採択の後、B II II Kによって改めてこれに関する決議を法制化する必要があつた。そのため、党大会で十分な議論がなされなかつただけでなく、会期終了間際のB II II Kでも議論が深まることはなかつた。

こうして、党大会の最終日の3月16日にB II II K幹部会は、農産物を農民が自由に処分することで農民経営を強化し生産性を向上させるため、割当徴発を税に交替する旨の大会決議を承認し、専門委員会にB II II K会期内に承認するため法令の基本条項を3月20日までに作成するよう委ねた。⁶³党大会決議は、翌17日の新聞で大々的に公表された。

党大会決議は「原則的方針を定め、スローガンを提起するだけ」で、その細目規程は各種委員会に作成が委ねられた。こうして、現物税関連法案の策定作業で、特に取引の問題はレーニン自身が具体的方針を提起することもできず、党大会で原則的方針に関する議論も不十分で曖昧さを残してゐたために、党大会以後の審議過程は決定的意味を持った。これらの過程で、次の三点が特徴的である。第一に、現物税に関する具体的規程は、上記の理由だけでなく、すでに始まりつつある春の畑作業に間に合わせるため、非常に切迫した日程で策定が急がれ、原則的問題に多くの時間を割くことができなかつた。第二に、これまでの法令作成作業で、通常はレーニンの具体的指示に基づき議論が収斂される傾向にあつたが、この問題ではレーニン自身が明確な将来構想を持ってゐなかつた。戦時共産主義政策からの後退に、レーニンが積極的に関わつたとの痕跡はまったくない。第三に、こうした状況下で、次第に深まる危機への対応策として、この方針が次第に換骨奪胎を余儀なくされ、本来の構想からの転換がなされ、この転換は後述するようにきわめてトリッキーな手法が用いられた。換言すれば、この法案の持つ農民経営の強化という原則的枠組みを超えなければならぬ、切迫した状況が存在してゐた。

これに関して3月18日の党中央委政治局会議の指示が転換点となつた。そこでは、3月16日の中央委総会で設置されたミリューチン特別委で作成された現物税草案に関連し、プレオブラジェーンスキとカーメネフに、B II II Kの名で現物税についてのマニフェストの作成を終え、明日までに全政治局員にテキストを送付するよう義務づけた。それに備へ、政治局員は、緊急会議が開かれるかもしれないので明日10時半まで時間を空けるよう命じられた。このマニフェスト原案は翌19日の政治局会議で承認され、『共和国農民へのB II II Kと人民委員会議の檄』として現物税政令と同時に公示された。次いで、ミリューチン特別委に対し、a) 党大会の決議に従つて協同組合についての文言を挿入し、6) 連

帯責任ではなく個人責任についてと b) 地方的取引について大衆に分かりやすく説明し、バザール、市場、その他について触れるなどの修正意見が出された。これら修正意見は政令の中で反映された。しかし、ここで注目すべきことは、「д) [……] 食糧人民委員部に近日中に、1 週間以内に、調達 [割当徴発のこと] が終了した生産物に対する自由取引の実施について公表する提案を人民委員会議に出す」旨の文言であり、同会議で新たに選出された商品交換ファンド創出の問題の審議に関する特別委に、「割当徴発が終了した諸県で自由な地方取引の実施」を検討し 1 週間後に政治局に報告するよう委ねたことである。

これら a) から д) までの項目は矛盾したまったく奇妙な指示内容である。すなわち、政令と檄は税完納後に残る余剰の自由処分権を認める従来の原則を踏襲し、播種キャンペーンの奨励を目的としていた。さらに檄ではこの措置が過渡的措置であることも明示され、「農民はこの措置が一時的であることを理解しなければならない。[……] その成功に農民経営の運命が掛かっているわが工業が構築されるに依じて、わが原料と交換に国外からの外国商品の輸入が拡大するに依じて、農民経営に及ぶ現物税の割合は減少するであろう。将来は社会主義経済の建設の中で農民の穀物 1 プードに対しソヴェト国家が等価の農村に必要な生産物を提供するような成功に至るであろう」と、厳かに宣告された。そこでは、現物税の役割は徐々に縮小し商品交換体制がそれに替わり構築される、との将来構想が表明された。この方針は、3 月 28 日の自由交換に関する布告後も生き続け、4 月に行われた食糧税に関する報告でレーニンは、「食糧税とは、われわれが過去からの属性と、未来からの属性を、その中に見るような措置である」と述べた。「過去からの属性」とは賦課であり、「未来からの属性」とは社会主義的生産物交換であり、その過渡的措置がこの時構築されようとしていた「現物税=商品交換体制」、すなわち、農産物の一部を反対給付なしの現物食糧税として徴収し、残りの余剰を工業製品と交換するとの移行措置にはかならなかった。⁶⁴ 小冊子『食糧税について』ではより直截に、「食糧税は「戦時共産主義」から適正な社会主義的生産物交換への移行の形態の一つである」と位置づけられた。これはネップ原理への後退ではなく、戦時共産主義原理からの前進の表明である。現物=食糧税のこの位置づけは地方権力への指令の中でも繰り返され、例えば、4 月 8 日のタムボフ郡執行委拡大会議で食糧税について報告が行われた際に、「国内の工業の発展に依じて、税は年々縮小されるであろう。次いで、食糧税に関する布告の説明がなされ、生産物の自由交換について、これは決して投機ではなく、もし農民に穀物余剰が生まれるなら、それは国家ファンドか商品交換を通して協同組合に納められなければならない」と言及された。⁶⁵

だが、それと同時に д) 項では現物税完納後ではなく割当徴発の終了諸県での自由取引が想定されたのである。⁶⁶ これがいわゆるネップへの移行を党指導部が表明した最初の文言である。

この特別委によって В Ц И К 会期の最終日に間に合わせるように、3 月 20 日に В Ц И К に提出された政令案は、翌 21 日に同幹部会で修正なしで承認され、3 月 23 日に政令として公表された。基本的内容は党中央委の修正を取り入れた党大会決議の枠内にあり、ここでは割当徴発より軽減される農産物税が実施されること、それらの個々の税指標と規模は個別の税法令によって別途定めるとの基本方針が述べられただけである。この政令では、税完納後の自由取引の範囲について政治局会議の修正案以上に明示されなかった。⁶⁷

ネップ導入の際に重要な要因となったのは、現物税そのものよりも、それに付随して発

生する余剰の処分権の問題、すなわち、自由取引であることは説明を要しないであろう。ただし、この時点で自由取引は播種キャンペーンへの刺戟剤として位置づけられていたために、それには二重の制限が付けられていた。第一は、農村市場という範囲の限定であり、第二は、税完納後という時期的制限である。大会決議とBIIK政令、『共和国農民への檄』でも農民経営の強化と生産性の向上が、現物税導入の目的であることは明記されていた。檄でははっきりと、「それ[現物税]は、農民各人が収穫のどれだけを国家に納付すべきか、どれだけが彼の完全な処分に残されるかをあらかじめ計算できるように、春蒔きまでに指示されなければならない」と述べられた。ミリューチン特別委の草案を受け取った3月20日のBIIK会議で議長カリーニンは、「農業の改善をその基本問題の一つとし、もっとも戦闘的問題とした第8回ソヴェト大会で新路線の最初の前進が認められた」と発言したように、現物税は播種キャンペーンに向けての措置であることは明瞭に意識されていた。自由取引の範囲に関しては、3月18日の政治局決議を受け3月24日の食糧人民委員部参与会会議で具体的にこの問題が審議され、そこでは当然にもきわめて限定的な取引が規定された。地方市場での現物交換と国家機関と協同組合を通しての商品交換のみが、ここで容認された取引形態であった。⁶⁸またこれらの規定はレーニンの2月8日づけ予備的草稿の枠内であるということもできる。

3月25日の政治局会議は以前の食糧税特別委[ミリューチン特別委]に替わりカーメネフを議長とする新たな特別委を指名した。3月18日でフォンド創出特別委に付託した「割当徴発を終了した諸県での自由取引」の問題は、同会議の議事録によればここでは取り上げられず、それに替わりカーメネフ特別委が指名されたことになる。3月25日の党中央委政治局会議議事録は、旧特別委に替わり、カーメネフを議長とし、ヴェ・ペ・ミリューチン、ツリユーバ、ア・エム・レジャヴァー、オシーンスキをメンバーとする特別委が任命されたことだけが記録され、本特別委の目的などには一切触れていないが、同特別委は割当徴発を終了した諸県で自由取引を実施する措置を検討する任務を負っていたことは明白である。何度も繰り返すが、この時までの自由取引を含めての現物税構想は播種キャンペーンを促進する手段として位置づけられ、現物税完納後に残る農産物余剰が自由取引の対象であった。したがって、党大会決議と3月23日づけ政令で言及されている自由取引の規程で、たとえそれが曖昧さを残しているにしても、当座の処置としては充分であり、ことさら取引に関する布告の策定を急ぐ必要はなかったはずである。現物税は21/22農業年度開始から、すなわち、21年8月1日からその納付が始まり、自由取引問題はこの時まで具体的に規程を検討し、それまでは3月23日づけ政令の規程で事足りるからである。したがって、この時カーメネフ特別委を改めて指定したのは、早急に自由取引を法制化することが前提でなければならず、それは3月18日政治局会議の先決事項であった。

同特別委の会議議事録は未見であり、会議内容は5月に開かれた党臨時協議会でのミリューチンの発言から窺うことができるだけである。彼の発言によれば、「そこにはこの自由商業をいかなる規模で認めるかの問題があった。二つの見解があった。一つは、生産者だけが市場で自由商業権を持ち、卸商人、買付人、転売人には認めないような方針で自由商業を制限する見解であった。特別委の一部にそのような意見があった。特別委の残りは逆に完全な自由商業を提起した。中央委は後者の見解を採った」という。アーカイヴに残されている議事録に基づく限り、彼が言及する中央委のこの立場は3月18日政治局会議のd)

項にある指示以外にはない。いずれにせよ、この時すでに党中央委は税完納を待たずして早急に自由取引禁止を全面的に解除する必要があるとの認識を持っていたことになる。3月27日の特別委員会議で、自由商業の範囲が検討され、そこでは税完納後に残る農産物余剰の完全な自由交換が認められ、この方針に翌28日の政治局会議で修正が加えられ、農産物の自由交換についての布告草案はレーニンの署名を付けて採択され、この人民委員会議布告は3月29日の人民委員会議で事後承認された。

交換に関するこの布告の策定過程は、この手続きの異例さで際だっているだけではない。3月28日の政治局会議は、布告の導入部を「3月23日づけ『イズヴェスチャ』で公表された政令によってBIIIKは、国家的義務を遂行した農民住民に、彼らに残される農産物余剰を自由に売買することを認める」と書き改めるよう要求し、巧妙に方針転換を指示した。繰り返すまでもなく、3月21日にBIIIK幹部会で承認され、23日に新聞に公表された現物税政令では現物税遂行後の自由取引が明記されていたが、ここでは税は国家的義務と書き改められ、これが割当徴発を指すように改竄された。こうしたトリックを用いて、同布告により直ちに自由取引が合法化されたのである。この中では経済的取引の範囲にまったく言及されず、闇食糧取締部隊は廃止され、そこでは市場を制限しようとする食糧人民委員部の答申は完全に反故にされた。本来の現物税構想は完全に変質した。

この布告はその後の政策転換にとって決定的意味を持った。第一は、税完納後ではなく、割当徴発を完了した諸県に自由交換が適用されたことである。すでに当初の税導入の目的が失われたのは明白である。第二に、さらに重要なことは、これまでは小ブル農民だけが自由取引の対象であったが、この範囲も事実上無制限に都市住民にも拡大された（仲介業さえ容認された）ことである。これも本来の目的を逸脱した規程であることはいうまでもない。これ以後次々と出される現物税関連法令で農民経営の強化と結びつけるような文言はまったく見られなくなった。党中央委は大会以前の現物税構想を大幅に修正する必要に、換言すれば、播種キャンペーンと関わりなく即座に全国的市場を開放する必要に迫られていたのである。⁶⁹

割当徴発停止の現実

カーメネフが12月の第11回党協議会の報告で、この新政策は農民への譲歩であることを繰り返し強調したように、これがネップ導入の動機であると一般には解釈されている。だが、すでに述べたように、元々現物税構想はレーニンによって戦時共産主義期に生み出され、次いで、21年2月8日の『予備的草稿』でそれは播種キャンペーンに結びつけられた。それがわずか10日ばかりの具体的規程を策定する中で完全に変質したのである。そこでは3月28日づけ布告が重要な役割を果たし、この法案策定の過程で自由商業を強く推進したのは、カーメネフとミリューチンであり、そこには3月18日と25日の党中央委政治局会議の意向が強く反映されていた。ここでの重要な変更点は、即座に全ロシア市民に自由取引を認可することであり、それを決定づけたのは当時の逼迫した全国的規模での食糧危機であったことは疑いない。⁷⁰

その典型的実例として、農業生産県であるタムボフを取り上げよう。同県での穀物総収穫は、13年の5557万4400ポードから減少し続け、17年には4345万6635ポード、20年には1495万4159ポードにまで激減した。同県に19/20年度の割当徴発として、県食糧

委の算出による 2600 万プードに替わる 3110 万プードが課せられたが、最終期限までに納付されたのは 1225 万プードにすぎなかった。食糧部隊によって一切合切取り上げられ、播種する穀物にも不足するとの農民からの訴えがなされたような苛斂誅求の結果がこれであった。20/21 年度の割当徴発は 1150 万プードが課せられ、凶作のために総収穫の激減が確認され、すでにアントーノフ蜂起が全県で展開されていたにもかかわらず、10 月の食糧人民委員部参与会で、このような調達停滞は「われわれはまだいかなる英雄的措置を執っていない」ことが原因とされ、いっそう苛酷な徴収が指示された。⁷¹

十月革命以来特に大きな戦場になることもなく比較的首都モスクワに近いタムボフ県は、中央権力による穀物収奪の主要な対象県となり、その過剰な負担のために県内の経済状態は完全に疲弊していた。中央権力による割当徴発が、ほかの県と同様にここでも播種不足と食糧危機の原因となったのは明らかであった。突撃県（1000 万プード以上の割当徴発対象県）と認定されたタムボフ県で 20 年 12 月 10 日までの割当徴発の遂行率は 36.9% しかなく、すでに 21 年を待たずして農民には供出すべき穀物がなかった。⁷²

県内の崩壊現象はすでに始まっていた。20 年春の播種は壊滅的と報告され、この時から各地で飢餓は顕著になっていた。キルサノフ郡からは、「生きて行くことはできない。穀物は取り上げられ、家畜は奪われ、われわれには飢餓が残されている」と、リベツク郡からは、「農民からすっかり穀物も一粒残らず家畜まで全部を奪っている。何も与えず、衣服も何も与えてくれない。そのようなことがタムボフ県全土で起こっている。このために暴動が勃発するだろう。農民は部隊に反対している。何も播種できない」と、ルジェフからは、「われわれの所に部隊が到着し、穀物を取り上げ、一人当たり 25 フントが残されているだけである」との、農村の窮状が多数報告されていた。このように窮乏化した農民からも割当徴発は容赦なく徴収され、農民はそれからの救済を訴えた。20 年 2 月にキルサノフ郡の郷執行委議長は、「勤労人民の領袖にして真理の擁護者」レーニンに、現在郷にいる食糧部隊は割当徴発により消費基準と種子も残さずに穀物を 100% 汲み出し、貧農は凶作のためにそれを遂行することができず、繁殖用の家畜さえも奪われている現実からの救いを求めた。4 月に党中央委はタムボフ県委に、「タムボフ全県で農民から穀物を徴収する際に、一連の不正行為が認められると指摘する申請が入っている。今回はウスマニ郡についてで、コムニストの赤軍兵士の上申によれば、プシキノ村の農民から基準を考慮せずに春蒔き播種用の種子さえ残さずに、すべての穀物を取り上げられた。農民から集められた穀物は最寄りの駅で腐っており、農民は憤慨している。これらの憤慨は次のことでいっそう強まっている。農民を鞭打ち、彼らを寒い納屋に閉じこめ、そのほか農民から奪った穀物で部隊長は、これら農民に自分たちのためのサモゴンカ〔非合法の自家醸造酒〕を醸造するよう強いた。[……] この事実は、この公文書を作成した郷ソヴェトにより確認されている」と、県でのきわめて危険な兆候を指摘した。⁷³ 経済危機は政治危機へと転化し、県全体を農民反乱が覆い尽くすのにそれほど時間を要さなかった。

21 年 2 月 16 日に匪賊討伐全権としてタムボフに到着したヴェ・ア・アントーノフ=オフセーエンコは、力の及ばない割当徴発を遂行したために「1 月までに農民の半分が飢えていた。ウスマニ郡、リベツク郡の一部、コズロフ郡では飢餓は極限にまで達している（樹皮を噛み砕き、餓死者があった）」との驚愕の事実をモスクワに報告した。⁷⁴ アントーノフ反乱の展開だけでなく、農民経営の完全な崩壊という厳しい現実の中で始まったここで

の播種キャンペーンは様々な障碍に直面しなければならなかった。

比較的生産力のあるタムボフ、キルサノフ、ポリソグレブスク、モルシャンスク郡のほとんど、コズロフとリペツク郡の一部がアントーノフ反乱に覆われ、ソヴェト権力の影響はわずかしか及ばず、残りの郡は経済的に窮乏化し播種キャンペーンに懐疑的気分であった。2月21日に県播種委が組織され、郡播種委、郷播種委、セリコム組織化に関する命令が全県に打電され、農民に播種キャンペーンを周知させる目的で、県党委により119人の責任ある党活動家と192人の平党員が動員され、このほか中央から68人のコムニストが到着し、全県に派遣された。しかしながら、農民のこのキャンペーンへの不信感と強圧的な食糧活動家の対応のために、地方での組織化は遅々として進まなかった。スパッスク郡では3月中に21郷のうちわずか11郷で郷播種委が組織されただけであった。セリコム選出はさらに遅れた。⁷⁵

また食糧割当徴発キャンペーンも完全に行き詰まっていた。県に対する食糧割当徴発量1100万プードのうち2月1日で510万プードが遂行され、その中でも特に匪賊が猖獗する3郡、タムボフ、キルサノフ、ポリソグレブスクでは課せられた割当徴発量530万プードのうち140万プード(約25%)しか履行されず、事実上同県での食糧キャンペーンは停止していた。このような県内情勢で播種キャンペーンを実現するために採られた措置が中央による割当徴発の停止指令であった。

2月5日づけでツリユーパは県食糧会議議長と県食糧コミッサール宛てに「本状の受け取りにより穀物食糧割当徴発の遂行の活動を停止せよ。すべての食糧機関を公布された指令に従って、種子材の再分配と確保に関する活動に投入する」との電報を送り、これを受け、タムボフ県党委、県執行委、県食糧コミッサール名で郡執行委、郡委、郡食糧委へ「穀物割当徴発のこれ以上の遂行を停止し、食糧組織機関を播種キャンペーンのための県内再分配の目的で利用する旨の食糧人民委員部からの訓令を受け取った。この訓令の執行に直ちに取りかかることを命ずる。本状の受け取り後直ちに穀物割当徴発のこれ以上の遂行を停止し、すべての食糧部隊を解除するよう命じ」、これによって農民を播種キャンペーンに取りかからすようにとの訓電が発令された。⁷⁶こうして、タムボフ県で割当徴発は名実ともに完全に停止した。

ВЦИК議長カリーニンが2月23日づけ党中央委機関紙『貧農』紙で割当徴発を公然と批判したのが、種子調達キャンペーンの最中であったのは象徴的である。「現在は種子材の徴収と播種キャンペーンの準備の時期である。今日までソヴェト権力は農村に割当徴発を実行してきたが、今や農業経営を強化し農村住民を援助する目的を持った方策を農村に施行している。重い国家的賦課である食糧割当徴発は説得と強制によって行われ、許されざる不法な形で強制を適用しているという多くの事実がある(勝手な逮捕、寒い部屋での拘留、殴打、いかなる根拠もない武器による威嚇、悪罵など)。これらは農民大衆の怒りを招かざるをえないし、さらに食糧エージェントのあらゆる気ままに不正な行動は農民を憤激させている」。それに続く2月26日の食糧人民委員部機関紙でツリユーパは、すべての県食糧コミッサールに、「食糧活動の基本的部分である穀物割当徴発の遂行は、ヨーロッパ=ロシアで終了した」ことを宣言した。⁷⁷食糧人民委員部によって割当徴発キャンペーンから播種キャンペーンへの移行が宣告されたのである。

食糧を求めて

割当徴発の停止は農民の状態を改善したと理解されている。しかし、実際には割当徴発の停止は、第一に、食糧割当徴発が種子割当徴発に替わっただけで農民の負担は緩和されなかつただけでなく、第二に、割当徴発の停止にともない、その反対給付としての食糧を含めた国家配給は停止され、食糧危機はいっそうの深刻化した。特に食糧配給に依存していた労働者の状況は悲惨であった。

彼らの食糧供給は20年末からいっそう悪化していた。21年1月14日にラスカゾヴォ羅紗工場からモスクワの繊維総管理局が受け取った、工場労働者は20年12月、21年1月の食糧配給をまったく受け取っていないため彼らの間に動揺が生まれ、緊急措置を執って欲しいとの電報に基づき、食糧人民委員部は工場への食糧確保を命じたが、1月30日づけで県食糧委分配部から食糧人民委員部へ、「真っ先に供給しているが、匪賊運動のために食糧生産物の切実な不足が感じられ、他県から穀物200ヴァゴンの搬入が必要である」との返電があった。⁷⁸

食糧供給が完全に行き詰まり状態の中での突然の2月5日づけ割当徴発停止指令に現地タムボフは当惑した。訓電を受け取った2月8日に県執行委幹部会は「県の全般的政治情勢に配慮し、国家割当徴発の徴収停止」を決議した。それと同時に、県食糧コミッサールはツリューパに対し、割当徴発の遂行を完全に停止するのか、県内の都市プロレタリア住民、鉄道従業員、軍隊を扶養するための貯蔵は1週間分しかないの、このための割当徴発を継続するのかを照会する電報を發した。2月14日に開かれた県執行委会議は、「県の破滅的食糧事情を確認し、県食糧コミッサールに緊急に食糧人民委員部に対しタムボフ県への食糧援助の問題を提起する」ことを義務づけた。⁷⁹この間の事情を県委は党中央委に次のように報告した。「穀物割当徴発の解除はタムボフ県に不意打ちを食らわせた。この解除の時までに県内の食糧資源は消尽され、自らの資源を当てにするのはできなかつた。そこで県委と県執行委第10会期で中央に対して[穀物]搬入の必要があると提起した」。⁸⁰2月11日に県労働者供給部からレーニン宛に「県内の労働者の供給状態は危機的で、所によって気分は悪化し、割当徴発が解除され、穀物の納付はない」と入電されたように、割当徴発の停止によって現地の食糧事情は完全に行き詰まった。⁸¹

こうして深刻な食糧危機に陥ったタムボフ県は中央に再三食糧援助を要請したが、割当徴発停止命令の補足電報(日付不明)で国防会議議長レーニンとツリューパは、第一に、共和国の異常に困難な食糧事情のためにタムボフ県に食糧援助を行う可能性を食糧人民委員部は持たない、第二に、県内に駐留する赤軍兵士に現地の資源で供給する、第三に、匪賊討伐軍を利用して戒厳令下で調達を行う、第四に、まず種子に対して県内再分配を行うよう指示した電報を県執行委議長宛に送った。党中央は、住民への食糧援助を拒否しただけでなく、赤軍の供給と穀物の強制播種への転用を県に命じたのである。⁸²飢餓民の実状はまったく考慮されなかつた。この論拠として食糧人民委員代理ブリュハーノフは2月22日づけで以下の書簡を党中央委に書き送っている。食糧活動の完全な停止によってタムボフ県にきわめて悲惨な食糧事情が生み出されたが、同時に非常に低い割当徴発の遂行率は「まだ著しい量の穀物余剰の現有」を物語っており、シベリアから穀物が入荷しないために国内の全般的食糧事情は「信じがたいほど苦しく」、「両首都と中央工業地区を犠牲にしての」タムボフ県への食糧供給を無条件に峻拒しなければならない。「タムボフ県は自ら賄

わなければならない」。現地からの要請は根拠もなく却下された。すでにタムボフ県委は2月17日までの情勢について、「割当徴発の徴収だけでなく、県内再分配も停止した」、すなわち、県内の食糧供給は機能していないと党中央委に報告していたにもかかわらず、なんと酷薄な指令であろうか。さらに付言すれば、タムボフ県委と県執行委による訓令により悲惨な食糧事情が引き起こされたと、ブリュハーノフはこの中であたかもこの責任が県当局にあるかのように論じているが、すでに触れたように、この訓令とは2月5日づけツリユーバ署名になる割当徴発停止命令に準じて郡に出された訓電である。⁸³

要するに、ポリシェヴィキ指導部は「両首都と中央工業地区」以外の国家的食糧供給を放棄したのである。上述したように、割当徴発には穀物調達とその反対給付としての生産物供給という双務的構造を持っていたため、穀物調達を停止した以上反対給付を停止するのは、彼らの論理からは必然であった。こうして割当徴発の停止にともない民衆の生活はいっそう劣化した。割当徴発を完遂したコルホーズ農民は、穀物がまったくなくなり、種子材以外何もなくアカザなどの代用食を食べ、種子材が食用に転化されるおそれがあるため、県コルホーズ連合は県食糧委分配部に食糧供給を要請したが、それは拒否された。その後も窮状を訴える電報が陸続と中央に届けられた。現地と駐屯軍を賄うために軍事力による調達もできなかった。県食糧コミッサール代理は3月末の食糧人民委員部への電報で、「調達のため農村に接近するのは不可能。割当徴発を遂行しなかった郡は、匪賊に掠奪され軍隊を養うことができない。抑圧の方法は不可能で、反抗を招き、軍隊の影響下での調達の組織化でもわがエージェントは取るに足らない成果しか挙げていない」と訴え、もっぱら中央向けの食糧列車の連結を切り離して労働者と軍隊を賄っている事実を報告した。

こうして割当徴発停止後の労働者の食糧事情の劣化は、この時期の最大の課題である国民経済の復興を頓挫させるおそれが生じた。4月18日に県労働者生活改善特別委⁸⁴は「県の労働者の食糧事情は日ごとに悪化し、現在は突撃労働者でさえ3月中は穀物を受け取らなかった。肉、獣脂、砂糖は数ヶ月間交付されず、体力の急激な消耗を引き起こしている。労働者の食堂は閉鎖寸前で、食糧がないために惨めな生活を送っている。肉は県内に1ブードもなく、碾割りもまったくない」として、食糧人民委員部に支援を要請した。4月28日づけ電報で県食糧コミッサール代理は、「郡執行委幹部会、郡委、郡労組ビューローの合同会議は、突撃企業の完全な停止のおそれがある労働者への供給における破滅的状况を考慮し、飢餓のために労働者の50%が罹病し、残りの[労働者の]完全な非生産性を確認し、労働者が疫病死した馬を持ち去った2件のケースを指摘し」、労働者と職員の供給のため、缶詰工場から缶詰を交付するよう決議したが、それは「県食糧会議によって破棄されたため、穀物を求めての労働者と職員の大量の脱走は、それでなくとも解体されている県をいっそう解体している。緊急措置が必要である」とのポリソグレブスクからの電報を転送し、国家的緊急支援を要請した。しかしながら、再三の要請にもかかわらず、実質的援助が皆無であったことを県食糧参与から食糧人民委員部宛ての電報が物語っている。県食糧委は4月に49万ブードの穀物と碾割りを申請したが、受け取ったのは173ヴァゴン[17万3000ブード]だけで、しかも軍需は14万ブード以上であり、県食糧委は労働者への供給を遂行できない。⁸⁵

地方への食糧供給を拒否した中央権力が地方に指示したのは、県または郡内での内部再分配である。これは県内または郡内にある余剰地域から不足地域への食糧資源の移し替え

による供給を意味するが、21年の飢饉は広範囲に及んだために多くの地方で内部再分配は機能しなかった。3月15日のタムボフ県テムニコフ郡委・執行委幹部会・食糧コミッサールは内部再分配に関する県執行委と県食糧委の電報を聴き、「電報で想定され議論されている余剰から飢餓住民に多少なりとも計画的に供給するのは完全に不可能である。というのは、郡にはそのような残余はもうないので。郡の住民は大部分が50%以上に団栗を混ぜた代用食の摂取に移り、いくつかの村落ではそれらもすでになくなり、住民は食用のための馬の屠畜と澱粉工場などの廃棄物の摂取に移った。飢餓住民は徐々に増加している」との決議を採択した。要するに、中央権力にも地方権力にもすでに住民に供給すべき食糧資源をその管轄に持たず、個々の住民自身による食糧獲得に依拠するしかなかった。

タムボフ県繊維労働者組合と羅紗工場理事会から、ラスカゾヴォ労働者の破滅的状況が次のように国防会議に報告された。「[20年]11月になると、パンの交付は完全に停止され、12月と1月は計画された配給を受け取らなかった。この間われわれの工場では無断欠勤が大幅に増え、労働者は担ぎ屋行為に専念し、計画的交付で受け取った履物、織物などを穀物との交換に出すのを余儀なくされた。だが、地区防衛のために司令部側が執った厳格な措置との関連で、通行証なしでラスカゾヴォから出るのは禁止され、周辺村との交通は断たれ、この自給の最後の手段も不可能になり、労働者は完全にパンを奪われた」。⁸⁶このような取引の制限を解除し、厳しい食糧危機の下で住民自身による食糧獲得を目指したのが、都市住民にも自由交換を即座に容認する3月28日づけ布告であった。

ペルミ県党委議長と県執行委議長は党中央委宛ての3月24日づけ至急電報で、「食糧直通列車のうち25輦の連結を外すことを余儀なくされ、そうしなければ工場は停止し軍隊への供給が停止するおそれがあった。[……]県内での種子材の巨大な不足にもかかわらず、自由販売、すなわち組織的担ぎ屋行為を認可した」と報告したような救済措置を全国的規模で合法化したのである。⁸⁷

食糧資源を持たず国家的配給制度が完全に崩壊している状況の中で、ポリシェヴィキ権力はコミュン型分配制度を放棄し、個々人が自由取引によって食糧を獲得する手段を選択する以外、この危機を克服する可能性を持たなかった。このようにしてネップが導入された。厳しい現実の前に未来の幻想は葬られたのである。

党大会以後の食糧事情

ネップへの移行後も食糧危機の深化は止まなかった。4月半ばにヴァトカ県執行委議長はこの危機的現実を党中央委に次のように訴えた。「県の北部で食糧資源は最後に至るまで消尽し、北部鉄道の地区に置かれた一連の都市で(グラゾフ、ヴァトカ、スロポドスコイ、コテリニチ、ヤランスク)、3月はじめから市民への(すなわち、軍需企業の労働者を除く全労働者)パンの交付を完全に停止しなければならなかった(1日半[フント]の基準で交付されていた)。住民の大多数からの食糧の剥奪は、食糧人民委員部が約束した4月の10万プードの受取りまでの一時的で短期的措置と見なされた。現在は北部本線に4月に穀物を供給することが食糧人民委員部によって拒否されたことに関連し、危機が一面を覆っている」。ブリャンスク県では4月には突撃企業の労働者さえもパンを受け取れず、一連の工場ですトが始まった。21年夏の現状についてヴェ・エム・モーロトフは党中央委への公表不要の秘密回状で、「鉄道従業員への食糧、履物、衣服のきわめて乏しい供給は、生産

性の急激な低落、所によっては60%に達する出勤拒否、修理工場での作業の低下、疾病の急激な増加を引き起こしている」との現状を指摘し、救済を求めた。⁸⁸

厳密に言えば3月28日布告は穀物と穀物飼料、馬鈴薯、干草ごとに割当徴発を遂行した県と州を定め、そこでの自由交換と売買を認可したのであったが、当時の切迫した飢餓状況の下ではこれらの制限は何も意味を持たず、ロシア全土で堰を切ったように食糧を求める住民の波が穀物生産地帯、おもにウクライナとシベリアに押し寄せた。匪賊によってオムスク鉄道で鉄道線路の破壊や列車転覆が頻発し、戒厳令の中で匪賊討伐運動が展開されていたチェリャピンスク県にも、シベリアへ向かう担ぎ屋の群れが殺到し、地方権力はそれを規制することができず、「担ぎ屋はすべての列車を奪い、個々の車輛に群れをなして乗車し」、そのため穀物が汲み出されて播種キャンペーンが頓挫するおそれがあると、人民委員会議に訴えた。この4月半ば受け取りの電報にも明記されているように、彼らの多くは地方当局が発行する通行許可証を携行していた。地方当局が現地住民を餓死から救済する唯一の方策が、通行許可証の発行であった。ウラル地方にあるエカチェリンプルグ県は国防会議に5月はじめの電報で、現地の食糧資源はわずかなのに鉄道通行許可証を持つ担ぎ屋によってそれらの価格は高騰し、地元労働者の商品交換による食糧獲得の障碍を創り出していると訴えた。食糧人民委員部参与スヴィチュールスキは、ヨーロッパ・ロシア44県での自由交換は布告によって認可されたが、この規程はシベリア、ドン州、北カフカースには及ばないことを確言したが、タムボフ、サラトフ、ヴォロネジ、ツァーリツィンなどから地方執行委やソヴェト発行の公文書を携えて、東南地方(北カフカース)を訪れ、輸送を解体し、あらゆる食糧活動を損ない、これら「何十万の民衆の殺到の前に」闇食糧取締部隊は無力であった。ロストフ=ナ=ドヌには地方播種委の証明書を持って2万人が到来し、ウクライナにも多数の担ぎ屋が押し寄せ、ハリコフでは食糧活動家の多くの犠牲、アレクサンドロフスクでは60人、ルブヌィ郡で約40人の殺害があったが、商品交換による調達活動はまったく進捗していなかった。⁸⁹

地方に対しては両首都と中央工業地区を犠牲にすることはできないとして食糧供給を拒否した党中央は、そこへの供給問題に直面し、そのため20/21年度の調達を継続する必要に迫られていた。ジノーヴィエフは3月29日づけペトログラード・ソヴェト幹部会から食糧人民委員部への電報で、「新たな配給券の縮小がわれわれに通知された。些かの縮小も現在はきわめて有害なることを貴殿に通告するのはわたしの責務である。全力を挙げて縮小を回避するよう切に願います」と食糧危機の実情を訴えた。この対応策が周辺穀倉地帯での自由取引禁止の継続であった(3月28日布告で農産物自由取引の地域に含めない)。

3月21日の食糧人民委員部参与会会議で北カフカースとシベリアでの調達問題が審議された際に、北カフカースで割当徴発の継続によって穀物1000万プード、商品交換またはプレミアによって500万プードの調達を行うこと、シベリアにおいても同様な措置を講ずることが決定された。ここでの食糧人民委員部の立場は、5月31日づけ党中央委宛てのブリュハーノフの書簡に明瞭に現れていた。割当徴発から現物税への交替の布告は次年度のみの調達制度の変更であること、「新収穫まで資源を汲み出すことができる」「唯一の源泉と見なされた」北カフカース、シベリア⁹⁰、ウクライナ、トルケスタンで割当徴発を継続することをこの中で申し入れた。実際に食糧人民委員部組織調達部の資料によれば、割

当徴発の終了が宣言された3月1日から7月までの生産諸県、消費諸県、シベリア、北カフカース（ウクライナとトルケスタンは含まず）の穀物調達量合計は2483万9000プードで、そのうちシベリア（910万5000）と北カフカース（994万4000）を併せて72%以上を占めていた。⁹¹ これら地域住民の食糧危機をまったく配慮せず、党中央は両首都と中央工業地区への食糧の確保を企図したのであった。

商品交換制度の崩壊

この想定が担ぎ屋の非組織的流入によって崩壊しようとしていた。シベリア・ビューローは4月の食糧活動について、商品交換は「自由市場の開設とロシアからの担ぎ屋の流入により損なわれ」、これによって約10万プードの穀物が調達されただけであると報告した。実際にシベリアには商品ファンドがまったくなく、そのため割当徴発を50%以下しか遂行しなかった地区で割当徴発の継続を余儀なくされた。すでに3月9日のドン州執行委会議で、修理材の不足と飼料のほとんど完全な欠乏のために荷馬車輸送は壊滅したことが確認され、ブリュハーノフは4月18日づけのウクライナ食糧人民委員部への電報で、「北カフカースでの穀物の積載はほとんどゼロにまで低落し、中央の状態は破滅的」であるとして、ウクライナでの食糧調達の強化を命じた。だが、ウクライナにも担ぎ屋が大挙して押し寄せ、また交換用の商品が配送されないこともあり、商品交換制度はまったく機能していなかった。国防会議議長レーニンは5月27日づけヴェ・チェ・カ議長ヂェルジーンスキ宛て電報で、中央のための「穀物調達を解体するおそれのあるウクライナでの担ぎ屋行為との闘争の強化に向けて」いかなる措置が採られているかを照会したが、5月30日づけ返電で、様々な措置が採られているが「大量に押し寄せる鉄道その他の労働者組織遠征隊が、ウクライナでの穀物調達を解体した」事実が確認された。⁹² こうして周辺穀倉地帯に適用された商品交換制度は、穀物を求めて殺到する担ぎ屋の群れによってほとんど機能不全に陥った。そのため「両首都と中央工業地区」さえも食糧事情はさらに悪化し、ジノーヴィエフは5月6日づけ暗号電報でペトログラードの危機的状況を訴えた。「5月1日までパンを交付しなかったので、再び一連の工場は息の根を止められた。現在状況は日に日に悪化している」。⁹³

一連の現物税布告の策定が性急に行われたのとは対照的に、商品交換制度の法制化は著しく遅れた。協同組合の再編と同制度の実施は分かちがたく結びつき、3月22日のミリューチン特別委と同月24日の食糧人民委員部参与会会議で、すべての消費組合を消費組合中央連合（ツェントロ=ソユーズ）の下に統合し、そこでは義務的組合員制を残し、任意加入制のその他の協同組合をそこから分離するとの、協同組合再編の基本原則が確定され、消費組合にロシア共和国の全住民が統合され、食糧と大衆消費財はもっぱらそれによって分配されることを規定した協同組合に関する布告草案は4月7日の人民委員会議で承認され、直ちに公表された。スヴィヂェールスキは、食糧組織が徴税を担うとともに交換によって余剰を汲み出すようになるとの根本的組織的再編が食糧組織で生じているが、国家は輸入材とクスターリ工業の組織化による交換ファンドとしての物質的基盤を持つことで私的市場において国家商品交換の優位性は保証されるとの楽観的展望を表明した。⁹⁴

この基本原則が確定されてから1ヶ月半が過ぎた5月24日に採択された交換に関する人民委員会議政令は、国家管轄にある生産物は商品交換のための商品交換ファンドとなり、

食糧人民委員部管轄下に入るこのファンドはもっぱら協同組合組織を通して交換に出されることを定めた。⁹⁵6月に開かれた第3回全ロシア食糧会議での議論はほとんどが商品交換制度に費やされ、国家商品交換の制度的原則が確定された。交換ファンドの不足と商品交換機関が未組織であるため、この制度が十分に機能しないとの懸念が指摘されたものの、調達の不足分は労働者と軍隊の国家供給を削減すること、労働者に対しては現物プレミアによる労働者組織の独自の調達により補えること、工業製品に有利な交換率を適用することでこれらの欠陥を克服できると想定された。7月13日に委託手数料を含む協同組合との調達引渡協定が結ばれ、「現物税=商品交換体制」における食糧機関の再編に関するB I I K政令が出されたのは収穫期を目前にした7月21日であった。⁹⁶

商品交換制度は、交換ファンドと実施機関によって、国家商品交換、協同組合商品交換、労働者組織商品交換に分けられる。21/22年度のウクライナとトルケスタンを除く現物税による穀物調達予定量2億4000万プードに対して、国家商品交換によって穀物1億5000万、馬鈴薯3750万、搾油用種子1000万プードの調達が想定され、理念的のみならず実質的にも商品交換制度はこの時期の穀物調達で大きな役割を果たすはずであった。

3月の第10回党大会でレーニンが行った現物税についての報告に基づき、これまで食糧人民委員部に従属していた協同組合に独立法人格が付与され、ツェントロ=ソユーズを頂点とする消費組合が商品交換の実施機関となった。5月10日の第3回ツェントロ=ソユーズ評議会定例会議で、「食糧人民委員部は税、ツェントロ=ソユーズは商品交換というこの峻別こそが、この新たな事業の成功を保証する」ことが確認された。従来調達=分配機能を一体化した割当徴発を現物税としての調達機能と商品交換としての分配機能に分離した以上、この実施機関の分離も必然的であった。こうして5月17日の人民委員会議で承認された国家商品交換に関する一般契約が5月26日に食糧人民委員部とツェントロ=ソユーズとの間で締結された。これに基づき、国家管理下にある全商品交換ファンドがツェントロ=ソユーズに移管され、食糧人民委員部の全般的計画と指導の下に業務契約に準じて前者は消費組合、または必要な場合にはほかの協同組合や私人を通して調達をおこない、調達した農産物を食糧人民委員部調達事務所に納付し、定められた委託手数料を受け取った。これが国家商品交換である。⁹⁷

社会主義的交換形態への移行措置としても国家調達としても意味を持つのは国家商品交換であるが、第3回食糧会議で指摘されたように、そのために21/22年度で約3億金ルーブリに相当する交換ファンドが必要であり、工業価格と農産物価格は戦前価格の3:1に定められた交換比率によって必要な商品は1億6000万ルーブリに圧縮された。それでも当時の破滅的工業状態はこの需要の半分も満たすことはできないと想定され、そのために縮小される食糧配給を補うための組織的調達手段が協同組合商品交換と労働者組織商品交換であった。⁹⁸これらの設定自体が、「現物税=商品交換体制」に背馳する措置であった。

協同組合商品交換とは協同組合間での商品交換を指す。食糧人民委員部参与エヌ・エリ・メシチェリャコフは4月に商品交換における協同組合の役割を次のように言及した。協同組合は農産物余剰を二つの方法によって受け取ることができる。国家が提供する消費財と交換に協同組合が獲得するすべての農産物余剰は国家に属する。しかし、ある村で組合員が協同組合に穀物を引き渡し、穀物を必要としている別の村の協同組合に引き渡されたタールやシャベルを受け取りたいと思う場合には、協同組合商品交換を組織することがで

きる。このような形で、協同組合間で消費者＝組合員への供給のために行われるのが協同組合商品交換である。飢えた住民＝組合員に穀物を供給する措置としてこの制度が設定され、交換に関する布告の発布直後に各地で認められた担ぎ屋を組織化する目的があったのは明白である。このような商品交換は地方の実情に応じて様々な形態で実施された。エカチェリンブルグ県では早くも4月から協同組合商品交換が始まった。工場は協同組合を通して農村向け必需品を発送し、「ヤテス」工場は土曜労働で製造した斧、桶、シャベルのような農民日用品を引き渡した。⁹⁹この制度においては地方的需要に合致する小クスターリ工業の役割は相対的に大きく、5月24日づけ交換に関する政令では、小クスターリ工業製品の自由取引の認可が特記され、食糧人民委員部が想定していた交換フォンドの物質的基盤の一つがこうして失われた。¹⁰⁰

協同組合商品交換がおもに農村住民の需要を充たすとして設定されたとすれば、工業労働者向けの供給制度が労働者組織商品交換であった。17年の革命直後に見られたような個人的商品交換（担ぎ屋行為）のための交換財として利用するために工場在庫や製品などの窃盗と、食糧を求めての無断欠勤が頻発し、それは工場の生産性にきわめて有害に反映され、このような行動を制御するための措置が労働者組織商品交換の組織化であり、そこで交換財として案出されたのが工場労働者への現物プレミア制であった。この問題はカーメネフ委員会で議論され、4月6日の中央委政治局会議にミリューチンによって報告され、これに関する布告が翌7日の人民委員会議で承認された。同布告によれば、主要企業の労働者と職員は、工場生産物の一部を現物プレミア・フォンドとして控除し、この特別フォンドは労働者協同組合（ラブコープ）に移管され、これを農産物との交換フォンドとして利用することが認められた。¹⁰¹

労働者協同組合に関する法的整備を待たずに、4月半ば以降に食糧調達活動のための通行許可証がツェントロ＝ソユーズ調達管理部によって労働者グループと協同組合に次々と交付され始め、5月18日までに209組織がそれらを受け取り、いち早く非国家的商品交換が始まった。飢餓はその遅延を許さなかった。¹⁰²

国家商品交換はその固有の欠陥（交換フォンドの不足、市場と乖離した交換率、硬直した交換システムなど）を持っていたために、それはほとんど機能しないままに終わった。しかし、このもっとも大きな理由は私的市場との競合に敗れたことにあった。スヴィチェールスキの楽観的展望にもかかわらず、国家商品交換は市場を支配することができなかった。担ぎ屋が合法化され、農村に押し寄せたことはすでに述べたが、より恐ろしいのは労働者組織の買付であった。¹⁰³凶作の影響を受けず交換率が隣接諸県より労働者に有利に設定されたゴメリ県は穀物買付の主要な舞台となり、6月1日に3億ルーブリ以上の資金と商品を持つ11組織が訪れて以来、その数は増え続け、穀物余剰のほとんどがこれら組織によって汲み出され、県内穀物は瞬くうちに消尽し6月中にここでの商品交換は停止した。それでも労働者組織による調達は止むことなく、比較的豊作であった同県も8月には穀物余剰がない県に認定されるようになった。非国家的商品交換が国家商品交換を解体させていた。このような風景は各地で認められた。¹⁰⁴

現物税の導入とともに始まった自由市場の復活は、一時的に農産物価格の低下を招いたが、その後は組織的、非組織的担ぎ屋の展開によって価格は再び上昇に転じた。こうして夏までに交換率はほとんど市況を反映しなくなり、国家商品交換はその開始を待たずにこ

の制度の行き詰まりは明らかとなっていた。この制度の解体は、「現物税=商品交換体制」の終焉を告げ、「現物税=市場体制」といったネップが始まることを意味したが、それは同時にこれまで想定されていた「社会主義的交換形態」への移行措置としての政策が完全に消滅した瞬間でもあった。

むすびに替えて

農民の本当の悲劇は序曲が始まったにすぎない。割当徴発は法的にも実質的にもロシア共和国のほとんどの地方で2月半ばまでに停止した。だがそれは穀物割当徴発の停止を意味するだけで、それが種子割当徴発に転換されたにすぎず、農民の窮乏化はさらに深まった。また凶作地方では罹災者への食糧フォンドを現地で形成するための内部再分配はほとんど実施できなかった。この窮状は前年まで割当徴発を誠実に履行した地方ほど深刻であったが、権力は容赦しなかった。「穀物割当徴発を完全に遂行した郡の食糧事情は春の訪れとともに一連の村落や郷でも破滅的になり、春蒔き穀物の播種にともない食糧用の穀物はまったく残されていない。同じく種子材の著しい不足も明らかとなり、毎日郷から郡執行委に種子と食糧物資の要請を持った農民代理人が来ている。郡の需要のために国家集荷所の管轄にあるすべての食糧・種子材を残すようにとの郡執行委と郡執行委の請願にもかかわらず、すべて搬出された」と、4月にヴァトカ県ウルジューム郡執行委はその惨状を訴えた。県執行委は搬出命令を執行したが、中央から食糧援助をことごとく拒否されたその悲惨な結果を次のように指摘する。「県の食糧事情は恐ろしいことを強調する。県内には農民に食べるものがまったくない一連の地区がある。[……] 郡から頻繁に何百もの経営の完全な崩壊、家畜の絶滅、農具や建物さえもの投げ売り、よその土地への県からの脱出などについての情報が入っている。いくつかの地域では自分の馬を執行委に連れて行き、柱に括りつけ、置き去りにしている」。¹⁰⁵これが地方に対する中央権力の対応であった。

飢えに喘ぐ農民は新収穫を待望したが、早めの春とともに訪れた厳しい旱魃は彼らの一縷の望みを完全に粉碎した。しかし、農民の悲劇はそれだけに留まらなかった。周辺穀倉地帯での新収穫までの調達が進捗せず、国家商品交換制度が制度的に崩壊しつつある状況で、ポリシェヴィキ権力が唯一当てにできる調達方法は現物税徴収であった。したがって、きわめて困窮した農民からの徴税は苛酷であり、頻繁に抑圧的措置が適用された。タムボフ県執行委議長は徴税キャンペーンを22年1月の報告書で次のように総括した。「活動の軍事体制は完全な規模で県執行委と県委の支援の下に県食糧委によって維持された。[……] 県で18箇所革命裁判所巡回法廷が設置され、それらに徴税の進捗に対する責任が課せられ、そこでは自己の活動に対する報告が義務づけられた。「食糧二週間」の実施で郡に439人が動員され、そのうち165人は郡執行委の責任ある全権であった。県執行委によりすべての郡に全権が送り出された。[……] 活動のあらゆる過失に対して厳罰が適用されている」。シャツク郡では8月26日の郡執行委幹部会会議で、9月1日までに春蒔き用種子貸付の50%を返済させるためにもっとも断固とした措置を執るようとの県食糧コミッサールの電報を聴き、この電報に準じてしかるべき命令書を作成することが決議され、同様に「ライ麦食糧税の引渡しに与えられた期限8月25日はすべての郡にとって義務的である。この期限までの不履行に対し、暗号電報にしたがって8月25日までに指定されたライ麦を引き渡すことができない郷から、収用をとまなう抑圧的措置を執る

ことが必要である」旨の県からの命令を実行することが決議された。徴税の際のこのような農民への対応に戦時共産主義との断絶を認めるのはきわめて難しいことを改めて指摘しなければならない。上記したような厳しい県内の経済事情を勘案すれば、このような抑圧的措置の適用はこれまで以上の犠牲を農民に強いることになった。同郡サモドロフカ村で、赤軍兵士によって抑圧的措置を行使して食糧備蓄が調達された際に、食糧部隊指導官が決起した農民によって捕らえられた。しかしながら、9月後半のシャツク郡の気分について、「凶作と食糧税の遂行に関連し、自分の勤労的物質的改善の望みを失い、ソヴェト権力と共産党に不満を訴え続けている」と報告されたように、苛酷な徴収でありながら、これに対する農民の直接行動は少なく、極度に疲弊した農民にはほとんど物理的に抵抗する力は残されていなかった。軍事的措置を適用しても農民には供出すべき穀物余剰はすでになく、そのため非常に低い遂行率に対して地方活動家への厳罰が頻出したことが特徴的である。11月20日のシャツク郡執行委幹部会会議は、「食糧税の遂行に対して地方権力は怠慢な対応をし、それによって食糧税の遂行期間中の軍事的任務の遂行が妨げられ、今日までいかなる行政的懲罰の抑圧的措置を示さなかった郡執行委全権」を譴責し、同じく郷ソヴェト議長と村ソヴェト議長を7日間拘留することを決議した。¹⁰⁶

中央権力は地方の厳しい食糧危機の実状を無視しただけでなく、この状況は中央権力がその権力基盤を強化するための好機として利用されたのであった。それはこの時期地方の党組織に吹き荒れた党员肅正であり、その後22年春に訪れる飢餓民のための教会資産没収を名目とする宗教弾圧であり、ロシア史上未曾有の大飢饉が全土を覆っている中で、新たな体制が構築されようとしていた。

本稿では以下のアーカイヴ資料が利用された。

Российский государственный архив социально-политической истории. РГАСПИ.

Государственный архив Российской Федерации. ГАРФ.

Российский государственный архив экономики. РГАЭ.

Центральный архив федеральной службы безопасности Российской Федерации.

ЦА ФСБ.

¹ *Свидерский А.* Почему вводится продналог. М., 1921. С. 9.

² 例えば、ネップからスターリン体制への転換に関して、2000年にモスクワで5巻本からなる膨大なソ連共産党中央委総会の資料集が刊行された（*Документы; Как ломали НЭП. в 5-ти томах. М., 2000.*）。最近の研究では、奥田央「農村におけるネップの終焉」（奥田央編『20世紀ロシア農民史』、社会評論社、2006年）が詳しい。

³ 雑誌 *Вопросы истории* では1964-65年に以下のネップに関する論文が掲載された。*Генкина Э.Б.* В.И. Ленин и переход к нэпу (1964, №5.), *Поляков Ю.А.* Стимул, мера, темп (1964, №7.), *Дмитренко В.П.* Борьба советского государства за овладение деревенским рынком в первые годы нэпа (1964, №9.), *Морозов А.Ф.* К вопросу о периодизации истории борьбы с нэпманской буржуазией ((1964, №12.), *Черноморский М.Н.* Советская промышленность в первые годы нэпа (1965, №2.), *Цыбульский В.А.* Налоговая политика в деревне в первые годы нэпа (1965, №10.).

⁴ ロシア革命像の新たな解釈への筆者の見解については拙稿「ロシア革命の再検討」（社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』、有斐閣、2002年所収）、「レーニンの農業・農民理論をいかに評価するか」（上島武、村岡到編『レーニン 革命ロシアの光と影』、社会評論社、2005年所収）を参照のこと。

⁵ *Поляков Ю.А.* Переход к нэпу и советское крестьянство. М., 1967. С. 3. *Генкина Э.Б.*

Государственная деятельность В.И.Ленина, 1921-1923 гг.М.,1969.も前掲書と並んでこのテーマに関する有益で重要な文献である。前者は農村の実状を、後者は党内での政策決定過程をおもに扱う。

6 溪内謙『上からの革命』、岩波書店、2004年、49頁。

7 日本におけるこのテーマに関する研究は、奥田央『ソヴェト経済政策史』、東京大学出版会、1979年の第1章、石井規衛「『ネップ』初期研究」、『史学雑誌』、86編12号、1977年、拙稿「現物税について」、『史林』第62巻4号、などがある。これらほとんどの研究書で21年のきわめて深刻な飢饉との関連はまったく言及されていないのが特徴的である。

8 この問題については、梶川伸一『飢餓の革命；ロシア十月革命と農民』、名古屋大学出版会、1997年を参照のこと。

9 *Калинин М.* За эти годы. вып.2. М.; Л., 1925. с.207. 有名な党内論争、例えば、18年のプレスト講和論争、20年末の労働組合論争で、あらゆる手管を駆使して最終的にレーニン案が勝利を収めたことを想起すれば充分である。

10 この問題については前掲論文「ロシア革命の再検討」を参照。

11 *Ленин В.И.* Полн. собр. соч. Т.43. С.219,220.

12 РГАСПИ.Ф.17, Оп.3, Д.131, Л.1; *Ленин В.И.* Полн. собр. соч. Т.42. С.333.

13 21年末に開催された第11回党協議会の報告でカーメネフは、モスクワ金属工は農村ともっとも深い関係を持ち、同協議会で農民の気分が支配的であることがはっきりと露呈され、農民の言葉で農業の荒廃、耐え難い窮状、農村の崩壊について語られた。「零落した農村の気分がプロレタリアートの政治的、階級的意識に勝った」とこの協議会を位置づけた（Всероссийская конференция РКП (б). бюл. №1.1921.С.9.）。

14 *Генкина Э.Б.* Указ. соч. С.69-70; *Ленин В.И.* Полн. собр. соч. Т.42. С.308.

15 РГАСПИ.Ф.17, Оп.84, Д.272, Л.100.

16 Там же. Оп.65, Д.664, Л.261-269; ГАРФ.Ф.130, Оп.5, Д.644, Л.4; РГАЭ.Ф.1943, Оп.2, Д.1300, Л.25.

17 Восьмой Всероссийский съезд советов: стеногр. отчет. М., 1921. С.146.

18 *Ленин В.И.* Полн. собр. соч. Т.42. С.30.

19 この問題については拙著『飢餓の革命』、名古屋大学出版会、1997年を参照のこと。

20 *Ленин В.И.* Полн. собр. соч. Т.38. С.123; Аграрная политика Советской власти (1917-1918 гг.): Документы и материалы. М., 1954. С.418-422.

21 Восьмой съезд РКП (б): Протоколы. М., 1959. С.230-239, 244, 429-432.

22 Отчет Народного Комиссариата Земледелия IX Всероссийскому съезду советов за 1921 год. М., 1922. С.56; Восьмой съезд РКП (б). С.242.

23 この論争について、後者は強制播種のような農業生産への国家規制を目指し、前者はこのような介入を否定するのが争点であったと通常は解釈されている（*см.; Генкина Э.Б.* Указ соч. С.47-48）。

24 РГАЭ.Ф.478, Оп.6, Д.2010, Л.62-63; *Кабанов В.В.* Крестьянское хозяйство в условиях «военного коммунизма». М., 1988. С.112.

25 РГАСПИ.Ф.94, Оп.2, Д.16, Л.172; *Ленин В.И.* Полн. собр. соч. Т.42. С.180-181.

26 この問題に関しては拙著『ポリシェヴィキ権力とロシア農民』、ミネルヴァ書房、1998年を参照のこと。

27 Бюл. Высшего Совета Народного Хозяйства. 1918. №1. С.30; Пятый Всероссийский съезд Советов: стеногр. отчет. М., 1918. С.142; *Дмитренко В.П.* Советская экономическая политика в первые годы пролетарской диктатуры. М., 1986. С.116.

28 ドミトレンコは、20年2月にツェルーパーが、割当徴発は戦争と崩壊で余儀なくされた一時的措置であり、経済が復興するにつれ、国家はそれを徐々に縮小し、収用の必要最小限な規模にまで限定することができ、農民経営の余剰は商品交換に基づき国家に出されなければならないと言及したことを援用して、戦時共産主義期のシステムを、「割当徴発（税）+商品交換+専売」と規定するのはこの意味である（*там же.* С.197,202.）。

²⁹ Беднота.1919. 28 нояб.; 17 дек.; 1920. 25 июля; 17 сент. и т.д.この問題の詳細は拙著『ボリシェヴィキ権力とロシア農民』を参照のこと。

³⁰ Бюл.Наркомпрода.1919.29 окт.; Беднота.1920. 10 нояб.; *Ленин В.И.* Полн.собр. соч.Т.39. С.316; Т.41. С.363-364; Правда.1920.27 нояб.

³¹ *Сафонов Д.А.* Великая крестьянская война 1920-1921 гг. и южный урал. Оренбург,1999.С.37; *Ленин В.И.* Полн.собр.соч.Т.43.С.149; *Свидерский А.* Из истории продовольственного дела. -В Кн.: Четыре года продовольственной работы: Статьи и отчетные материалы.М.,1922.С.19.

³² ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.546,Л.158; Бюл.Наркомпрода.1920.25 дек.

³³ Девятый Всероссийский съезд советов:стеногр.отчет.М.,1922.С.60.

³⁴ *Ленин В.И.* Полн.собр.соч.Т.38.С.352-353; Т.42.С.51.

³⁵ ドミトレンコは触れていないが、これは戦時共産主義システムの理念型「割当徴発(税) + 商品交換 + 専売」の実現を目指した措置と解釈できる。

³⁶ *Ленин В.И.* Полн.собр.соч.Т.38.С.353;Т.51.С.351; ГАРФ.Ф.130,Оп.4, Д.208, Л.506; РГАСПИ.Ф.17,Оп.2,Д.61,Л.1.3月16日にレーニンは、「(現物税の導入と銀ヴァリュートの準備のために) [貨幣税廃止に関する草案を] 破棄するよう」中央委政治局に書き送った (*Ленин В.И.* Полн.собр.соч.Т.54.С.439.)。

³⁷ Изв.Тамбов.губ.исполкома.1920. 21 нояб.事実上割当徴発が終了した21年2月で穀物割当徴発の遂行は全体として60%を超えず、特に穀物調達の主力であったシベリアと北カフカースは40%程度の遂行率であった (Прод.газета.1921. 17 марта.)。また、播種面積について、農業人民委員部の報告書は、ヨーロッパ=ロシア全体で20年には16年に比べ67%に減少し、一連のもっとも貴重な作物が、まさにそれら主産地でもっとも大きく縮小した事実を指摘し、その原因として、肥料の低下をもたらす家畜の減少、鉱物肥料の不足、農具の不足と摩耗を挙げた (Отчет Народного Комиссариата Земледелия.С.9, 16.)。20年にもいくつかの地方から旱魃の被害が報告され、そのため割当徴発の縮小の請願が多く、地方から送られていたが、ようやく9月21日の人民委員会議で、リャザニ、カルーガ、トゥーラ、ブリャンスク、オリョールの5県が凶作県に認定され、食糧人民委員部に罹災地区の調査が命じられた結果、11月2日の人民委員会議は、もっとも凶作県にツァーリツィン県を追加した (ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.207,Л.113,116,161.)。だが、実際には認定県以外からも罹災の報告は多数寄せられたが、凶作認定県に対してすら割当徴発の免除や軽減はまったく認められなかった (詳細は拙著『幻想の革命』、京都大学学術出版会、2004年を参照のこと)。

³⁸ Беднота.1920. 25 дек.寒気の訪れとともにすでに各地から燃料の不足が報じられ、20年11月にドンバス炭田を訪れたトロツキーはその悲惨な状況をモスクワに報告したように、21年危機の根幹をなす燃料不足はすでに現れ始めていた。

³⁹ Восьмой Всероссийский съезд советов.С.41-49; *Ленин В.И.* Полн.собр.соч.Т.42. С.387; *Павлюченков С.А.* Крестьянский Брест, или предыстория большевистского НЭПа.М.,1996.С.240.

⁴⁰ Коммуна (Калуга.).1920. 13 окт.;Тверьская правда.1921. 22,28 янв.カルーガ県食糧委は21年1月までに割当徴発を完納した農村住民にのみ石油2フントを交付することを定めたが (Коммуна (Калуга.).1920. 4 нояб.)、凶作と認定された同県の事情を勘案すれば、多くの農民は石油なしの厳冬を余儀なくされた。

⁴¹ Девятый Всероссийский съезд советов.С.65; РГАЭ.Ф.3429,Оп.1,Д.232,Л.137; The Trotsky Papers.vol.ii,p.48,360; РГАСПИ.Ф.17,Оп.112, Д.110,Л.67; ГАРФ.Ф.130, Оп.5,Д.723,Л.209, 272.

⁴² Прод.газета.1921. 13 янв.; Беднота.1921.13 фев.

⁴³ Беднота.1921. 17,22 фев; РГАЭ.Ф.3429,Оп.1,Д.964,Л.18,25,40.

⁴⁴ Кронштадт 1921.Документы о событиях в Кронштадте весной 1921 г.М.,1997. С.7-8; РГАСПИ.Ф.17,Оп.84,Д.198,Л.1.内戦期は赤軍の輝かしい戦歴が賞賛されていた

が、その留守家族の経営は労働力を失った分だけ悲惨であり、20年6月のオロネツ県ヴィテグラ郡執行委は、赤軍兵士家族のほとんどすべては零落し、割当徴発の支払免除の布告が完全に失念されているため、赤軍兵士とその家族の間には権力への憎悪が芽生えていることを機密電報で中央に訴えた（там же. Оп.65, Д.434, Л.37.）。このような悲惨な現状は家族から兵士に書簡などで伝えられ、兵士の不満を形成する一因となった。

⁴⁵ ГАРФ.Ф.393, Оп.28, Д.268, Л.193.

⁴⁶ Изв. Тамбов. губ. исполкома. 1921.5 марта; РГАСПИ.Ф.17, Оп.13, Д.1185, Л.50об.; Оп.84, Д.230, Л.8; Оп.65, Д.610, Л.17.

⁴⁷ 1月31日に不当な割当徴発を遂行しようとする食糧部隊と農民との衝突を原因としてチュメニ県イシム郡で勃発したこの時期最大の農民蜂起については、*Москвин В.В.* Восстание крестьян в Западной Сибири в 1921 году//Вопр.ист.1998.№6.を参照。

⁴⁸ РГАСПИ.Ф.17, Оп.2, Д.55, Л.4; ГАРФ.Ф.130, Оп.5, Д.712, Л.7-10.

⁴⁹ РГАСПИ.Ф.17, Оп.3, Д.128, Л.1; Д.120, Л.6. 2月16日に特別委員長アントーノフ=オフセーエンコは現地に到着し、タムボフ県執行委議長などから構成される、「匪賊運動の根絶に関する全権特別委」を承認するよう党中央委に要請し、3月3日の党中央委組織局会議は、全権特別委を承認するとともに、革命軍事評議会を設置することを認め、タムボフ県に活動家を派遣するようヴェ・チェ・カに提案することを決定した（Изв. Тамбов. губ. исполкома. 1921.26 фев.; РГАСПИ.Ф.17, Оп.112, Д.132, Л.118,4.）。

⁵⁰ РГАЭ.Ф.478, Оп.2, Д.473, Л.131-131об.食糧人民委員部は食糧割当徴発を75%遂行した地方に対し、播種キャンペーンの開始を指示した。

⁵¹ Самара県執行委とВЦИК幹部会とのこの問題に関する生々しいやり取りについては、拙著『幻想の革命』87-88ページを参照。

⁵² РГАЭ.Ф.1943, Оп.1, Д.829, Л.52.

⁵³ Изв. Орлов. губ. и гор. исполкома. 1921. 4, 16 марта; Коммуна (Самара.). 1921.27 фев.; РГАЭ.Ф.478, Оп.3, Д.1297, Л.43-43об.; Ф.1943, Оп.1, Д.1017, Л.113.

⁵⁴ Прод.газета. 1921. 14 янв.; Беднота. 1921. 22 фев.; 3 марта; 5 апр.; Отчет Народного Коммисариата Земледелия. С.34; РГАЭ.Ф.1943, Оп.7, Д.916, Л.4-4об.

⁵⁵ РГАСПИ.Ф.94, Оп.2, Д.16, Л.380, 381, 385; Ф.17, Оп.2, Д.49, Л.1,6; *Ленин В.И.* Полн.собр.соч.Т.42.С.199.

⁵⁶ 草案の審議過程については、*Ленинский сборник.Т.хх.С. 57-62; Декреты Советской власти.Т.xiii.С.204-205; 荒田洋「食糧税への移行」*（門脇彰・荒田洋編『過渡期経済の研究』日本評論社、1975年）、参照。

⁵⁷ 例えば、ПоляковとГенкинаの前掲書では、彼の発言にはまったく触れていない。

⁵⁸ *Ленин В.И.* Полн.собр.соч.Т.52.С.91-92; Десятый съезд РКП (б):стеногр.отчет. М.,1963.С.89,113,404-409,421.

⁵⁹ この問題の詳細は、拙著『幻想の革命』を参照。

⁶⁰ 食糧人民委員部がこの立場を採っていたことは後述の5月31日づけ党中央委宛てのブリュハーノフの書簡で見ることができる。

⁶¹ *The Trotsky Papers. vol.ii*,p.388-90,394.

⁶² Десятый съезд РКП (б).С.113,33-34,78,413; *Ленин В.И.* Полн.собр.соч. Т.43. С.371-373,218.

⁶³ ГАРФ.Ф.130, Оп.5, Д.1, Л.92.

⁶⁴ この措置は、割当徴発が本来持っていた二重の機能、農産物の強制調達とそれに対する反対給付を税と商品交換に分離したものであり、基本的理念は割当徴発がそうであったように、社会主義的交換への移行措置と位置づけられる。

⁶⁵ Там же.С.250-253; *Ленин В.И.* Полн.собр.соч. Т.43. С.149,243; ГАРФ.Ф.393, Оп.28, Д.266, Л.13.付言すれば、ここで目指されていた将来構想は、ドミトレーンコが戦時共産主義の理念型と規定する「割当徴発（税）+商品交換+専売」である。現物税体制の変遷については拙稿参照。

- ⁶⁶ РГАСПИ.Ф.17, Оп.3, Д.139, Л.2-4; Декреты Советской власти.Т.xiii.С.250-253.
- ⁶⁷ 中央委の指示に沿って、決議では税規模は「村団（共同体）ごとに算定される」との以前の割当徴発と同じ連帯保証制が残されていたが、政令では個々の経営に負わされるとされ、取引について決議では「交換は地方的経済取引の範囲で認められる」とされていたのが、政令では「交換は協同組合組織を通じて、ならびに市場とバザールで」との文言が新たに加えられた（Десятый съезд РКП (б).С.407, Декреты Советской власти.Т.xiii.С.245-247.）。
- ⁶⁸ I-IV сессии ВЦИК 8-го созыва.Стеног.отчет.М.,1921.С.85; Декреты Советской власти.Т.xiii.С.251; ГАРФ.Ф.130, Оп.5, Д.644, Л.9,11,12об.-15.
- ⁶⁹ РГАСПИ.Ф.17, Оп.3, Д.141, Л.1; Протоколы десятой всероссийской конференции РКП (б).С.17; РГАСПИ.Ф.17, Оп.163, Д.125, Л.9; Декреты Советской власти. Т.xiii. С.283-284; РГАСПИ.Ф.17, Оп.163, Д.125, Л.9. 3月28日布告で現物税に関する原則的法体系は完成し、ミリューチンは第10回党協議会議事録で、「調達制度の基本に専売制の廃止がある」と明瞭に指摘しているが（Протоколы десятой всероссийской конференции РКП (б).С.17.）この間発布されたいかなる規程の中でも、食糧専売制の廃止に関する言及はまったくなかったことが特徴的である。
- ⁷⁰ Всероссийская конференция РКП (б).бюл.№1.С.8-9; РГАСПИ.Ф.17, Оп.3, Д.141, Л.1; Протоколы десятой всероссийской конференции РКП (б).С.17.
- ⁷¹ РГАЭ. Ф.478, Оп.2, Д.237, Л.13-14; Ф.1943, Оп.4, Д.299, Л.3; Д.201, Л.193; Оп.1, Д.681, Л.101-102; Беднота.1920. 14 сент.; Бюл.Наркомпрод.1920.13 авг.
- ⁷² Правда.1920.26 дек.21年になると食糧人民委員部機関紙は、割当徴発を完遂すればタムボフ県では穀物と馬鈴薯を合わせて1-2プードしか残らないことを公式に認めた（Прод.газета.1921. 22 фев.）。
- ⁷³ РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.453, Л.86-87; ГАРФ.Ф.130, Оп.4, Д.370, Л.96; Д.608, Л.1.
- ⁷⁴ *The Trotsky Papers:1920-1922.vol.ii.p.492.*
- ⁷⁵ РГАЭ. Ф.478, Оп.2, Д.473, Л.165-165 об.
- ⁷⁶ Там же.Ф.1943, Оп.1, Д.829, Л.39,45,46.
- ⁷⁷ Беднота.1921. 23 фев.; Прод.газета.1921.26 фев.
- ⁷⁸ РГАЭ.Ф.1943, Оп.7, Д.2334, Л.16,17,30.このほかりペツク採石労働者についても同様な電報のやり取りがある（там же. Л.41,42.）。
- ⁷⁹ РГАЭ.Ф.1943, Оп.2, Д.1300, Л.20,22.
- ⁸⁰ РГАСПИ.Ф.17, Оп.13, Д.1007, Л.8.
- ⁸¹ РГАЭ.Ф.1943, Оп.7, Д.2334, Л.129.
- ⁸² РГАЭにはタムボフ県宛の割当徴発停止指令への補足説明電報として、若干の異同がある2種が残されている。Ф.1943, Оп.2, Д.1300, Л.21.と Ф.1943, Оп.1, Д.829, Л.48.である。
- ⁸³ Там же. Л.48,39; РГАСПИ.Ф.17, Оп.13, Д.1007, Л.15.匪賊討伐軍司令官パーヴロフも同様に、県内に著しい量の穀物と飼料があるにもかかわらず、労働者は2ヶ月間配給を受け取らないために強い不満があると現地の状況を伝えた（РГАЭ.Ф.1943, Оп.7, Д.2334, Л.68.）。
- ⁸⁴ 第10回党大会の決議に準じて、労働条件を改善するために設置されたこの委員会も、実際には様々な理由による生活条件の悪化のために、9月にはオリョール県から「新しい賃率による給料の不払いと食糧不足のため、労働者の気分は悪い。労働者の生活改善特別委は活動をしていない」と報告されたようにほとんど活動不能の状態にあった（ЦА ФСБ. Ф.1, Оп.5, Д.175, Л.374.）。
- ⁸⁵ РГАЭ.Ф.1943, Оп.7, Д.2334, Л.129,146,177,240,226,318.
- ⁸⁶ ГАРФ.Ф.393, Оп.28, Д.267, Л.27; РГАЭ.Ф.1943, Оп.7, Д.2334, Л.37.
- ⁸⁷ РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.597, Л.172.
- ⁸⁸ Там же.Д.568, Л.207; Д.663, Л.190; Д.538, Л.612.
- ⁸⁹ ГАРФ.Ф.130, Оп.5, Д.796, Л.1-2,12,15,17,34; Прод.газета.1921. 30 марта.

- ⁹⁰ 3月28日布告によれば、シベリアではチュメニ県のみで穀物の自由取引が認可された。
- ⁹¹ РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.598,Л.308;Прод.газета.1921.23 марта;РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.829,Л.116;Оп.6,Д.477,Л.121.
- ⁹² РГАСПИ.Ф.17,Оп.13,Д.911,Л.23;ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.723,Л.169;Ф.393,Оп.28,Д.324,Л.7;Ф.130,Оп.5,Д.796,Л.17,20,23;РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.964,Л.88.
- ⁹³ РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.598,Л.439.
- ⁹⁴ Прод.газета.1921.24,25 марта;Известия ВЦИК.29 марта;ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.14,Л.1;Прод.газета.1921.1 апреля.
- ⁹⁵ Декреты Советской власти.Т.хv.С.170-171.本政令は国家商品交換ファンドと自由取引ファンドを分別することにあつた。そこでは小・クスターリ工業製品の自由取引が認められ、各種協同組合も個々人と同様に自由取引を行うことができた。換言すれば、それ以外を国家商品交換ファンドと定めた。
- ⁹⁶ 3-Всероссийское продовольственное совещание: речи, доклады, тезисы, резолюции.Томск,1921.С.103-104;Прод.газета.1921.22 июня;13 авг.;Союз потлебителей.1921.№14-15,С.52.
- ⁹⁷ Протоколы десятой всероссийской конференции РКП (б).С.31;Союз потлебителей.1921.№8-9,С.35-36.
- ⁹⁸ Экон.жизнь.1921.13 мая;3-Всероссийское продовольственное совещание.С.43-45.
- ⁹⁹ Союз потлебителей.1921.№7,С.3;Беднота.1921.27 апреля.
- ¹⁰⁰ Декреты Советской власти.Т.хv.С.170.この政令は現物税遂行後の規程であつたため、クスターリ製品の交換はこの時期は行われなかつたと思われるのが、7月9日づけのペンザ県クスターリ工業部から食糧人民委員部への訴えである。県内ではクスターリ工業は地元住民の需要で大きな意義を持ち、農業に従事できない住民の生活手段を保障してきたが、彼らはほとんど穀物を持たずにいる。そのため彼らは経済的崩壊と近年の凶作のために何百ヴェルスタも県外に製品を搬送して、穀物と交換し、このためクスターリの生産は完全に低落しているとして、工業部は県外でのクスターリ製品と穀物との商品交換を要求した(РГАЭ.Ф.1943,Оп.6,Д.478,Л.71.)。
- ¹⁰¹ Там же.Оп.1,Д.829,Л.72-74;РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.829,Л.67;ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.14,Л.14;Декреты Советской власти.Т.хiv.С.49-51.
- ¹⁰² Экон.жизнь.1921.2 июня.
- ¹⁰³ 5-6月中に約175億ルーブリの紙幣と大量の商品を持つ32グループが商品交換のために派遣された(Экон.жизнь.1921.19 июля.)。
- ¹⁰⁴ Экон.жизнь.1921.5 июля;17 авг.;Союз потлебителей.1921.№14-15,С.33;№16-17,С.12;Беднота.1921.13 авг.
- ¹⁰⁵ РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.538,Л.612.ここで触れることのできない21年飢饉の原因と実状に関しては、拙著『幻想の革命』を参照。
- ¹⁰⁶ РГАЭ.Ф.1943,Оп.6,Д.643,Л.83об.-84;ГАРФ.Ф.393,Оп.28,Д.269,Л.64,77;РГАСПИ.Ф.17,Оп.13,Д.1007,Л.135;Советская деревня глазами ВЧК ОГПУ НКВД;Документы и материалы.Т.1,М.,1998.С.72.